

管理運營業務仕様書

- 井上公園水泳場 -

<目 次>

第 1	対象施設の概要	．．．．．	P	1
第 2	指定管理者の管理基準	．．．．．	P	3
第 3	管理に係る経費	．．．．．	P	3
第 4	業務内容	．．．．．	P	3
第 5	職員の配置等	．．．．．	P	3
第 6	管理運営に関する業務	．．．．．	P	6
第 7	維持管理に関する業務	．．．．．	P	9
第 8	修繕関係業務	．．．．．	P	1 2
第 9	管理運営に係る経費の負担	．．．．．	P	1 2
第 10	協議	．．．．．	P	1 2
	(各種保守点検等業務)			
A	空調設備保守点検業務	．．．．．	P	1 3
B	給排水衛生設備保守点検業務	．．．．．	P	2 9
C	自動ドア保守点検業務	．．．．．	P	3 2
D	昇降機保守点検業務	．．．．．	P	3 3
E	消防設備保守点検業務	．．．．．	P	3 8
F	F M補聴設備保守点検業務	．．．．．	P	4 0
G	電子交換設備保守点検業務	．．．．．	P	4 1
H	照明設備保守点検業務	．．．．．	P	4 2
I	監視カメラ設備保守点検業務	．．．．．	P	4 4
J	ろ過設備保守点検業務	．．．．．	P	4 5
K	入退場システム保守点検業務	．．．．．	P	5 3
L	清掃業務	．．．．．	P	5 5
M	警備業務	．．．．．	P	5 7
N	自家用電気工作物保安管理業務	．．．．．	P	5 8
O	一般廃棄物等収集運搬業務	．．．．．	P	6 0
P	産業廃棄物収集運搬業務	．．．．．	P	6 2
Q	トレーニング機器保守点検業務	．．．．．	P	6 4
◆	トレーニング機器について	．．．．．	P	6 6
	(添付資料)			
	①管理区域図			
	②配置図			
	③水泳場平面図(1階、2階、ピット等)			
	④井上公園水泳場専用利用要項			
	⑤井上公園水泳場スタジオ利用要項			

井上公園水泳場の管理運営業務仕様書

- 1 以下に、井上公園水泳場の管理運営に関し、指定管理者が行わなければならない業務の基準を示す。
- 2 業務遂行にあたり、下記の関係法令等に準じて実施するものとする。なお、関係法令等は本仕様書よりも優先し、本仕様書に示さない事項でも管理安全上必要な業務については実施するものとする。
 - (1) 厚生労働省「遊泳用プールの衛生基準」、「プールの安全標準指針」、「循環式浴槽におけるレジオネラ症防止対策マニュアル」
 - (2) 愛知県「愛知県プール条例」、「愛知県プール条例施行規則」、「プール管理の手引き」
 - (3) 消防法
 - (4) 警備業法
 - (5) 建築基準法
 - (6) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律
 - (7) 水道法
 - (8) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
 - (9) 労働基準法、労働安全衛生法
 - (10) 公共サービス基本法
 - (11) その他関係法令等

第1 対象施設の概要

(1) 名称及び所在地

- | | |
|-------|----------------|
| ア 名称 | 井上公園水泳場 |
| イ 所在地 | 豊田市井上町11丁目8番地6 |

(2) 設置目的

スポーツの振興及び住民の体力と健康の増進を図り、また、レクリエーション、ふれあい、交流の場として住民の福祉の増進を図る。

(3) 沿革

- | | | |
|-------|----|-----------|
| 平成19年 | 9月 | 水泳場開設 |
| 平成22年 | 4月 | 指定管理者制度導入 |

(4) 施設の規模、構造及び施設内容

- | | |
|-------|---|
| ①構造 | 【構造種別】(主体構造)鉄筋コンクリート造地上2階建
(プール屋根)鉄骨造
【骨組形式】(主体構造)壁式構造+シェル構造
(プール屋根)単層ラチスシェル構造 |
| ②建築面積 | 2,301.95㎡ |
| ③延床面積 | 2,888.23㎡ |
| ④外部仕上 | 【ガラス部分】
アルミサッシ+複層合せガラス(セラミックプリント)
【アルミパネル部分】
フッ素樹脂塗装 |

⑤内部仕上

- エントランス部分 - 床：セラミックタイル、壁・天井：塗装仕上げ
 プール部分 - 床：プール用タイル、壁：セラミック吸音版、
 天井：ガラス、アルミパンチングパネル+フッ素樹脂塗装
 2.5mプール・水中歩行用プール - SUS製プール+タイル貼り
 子供プール・ジャグジー - RCプール+タイル貼り
 プール更衣室 - 床：プール用タイル、壁：塗装仕上げ、
 天井：ケイ酸カルシウム板+塗装仕上げ
 トレーニングルーム・スタジオ - 床：フローリング 壁：塗装仕上げ、
 天井：塗装仕上げ

⑥その他

- ◆オール電化施設
- ◆太陽光発電設備（10kw）の設置施設
 ※設置場所：メインアプローチの庇、駐輪場屋根
- ◆消毒設備は塩素を使用しない混合酸化剤生成方式（MIOX）を採用

⑦駐車場

- 約330台（うち障がい者用10台）
 ※猿投コミュニティセンター駐車場及び井上公園駐車場と併用

⑧施設機能

ア プール

種別	内容	水深	水面積
2.5mプール	2.5m×6コース	1.1m～1.2m	180㎡
水中歩行用プール	1か所	0.9m	50㎡
子供プール	1か所	0.3m、0.55m	54㎡
ジャグジー	1か所	約0.9m	12㎡

イ その他

フロア	種別	面積	備考
1F	更衣室	合計約120㎡	約290人分、障がい者用有り
	シャワー室	合計約63㎡	男女各4ブース、障がい者用有り
	トイレ	合計約64㎡	男子用2か所、女子用2か所、障がい者用2か所
	事務室	約56㎡	
	機械室、倉庫	約300㎡	
2F	トレーニングルーム	約167㎡	
	スタジオ	約136㎡	
	更衣室	合計約22㎡	男女
	シャワー室	合計約12㎡	男女各2ブース
	トイレ	合計約25㎡	男子用1か所、女子用1か所、障がい者用1か所
	機械室	約143㎡	
	クラブハウス	約64㎡	「特定非営利活動法人いさとスポーツクラブ」事務所

第2 指定管理者の管理基準

(1) 休業日

- ア 月曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たる日を除く）
- イ 12月28日から翌年1月4日まで

(2) 開館時間

午前9時から午後9時とする。

(3) 休業日及び開設時間の変更

指定管理者は、特に必要があると認めたときは、あらかじめ市長の承認を得て、休館日に臨時に開館し、又は休館日及び開館時間を臨時に変更することができる。なお、当該変更に伴い管理経費が増えた場合であっても、市から支払う指定管理料は増額しない。指定管理者は、休館日及び開館時間についても、利用者のサービス向上等の視点から柔軟に対応し、提案することができる。

※ 市長が特に必要があると認めたときは、臨時に開館時間を変更することができる。

(4) 施設の利用の許可

指定管理者は、施設の利用の許可、不許可及び利用許可の取消し等を行う。（ただし、市長の権限に属する行為等の許可を除く。）

第3 管理に係る経費

- (1) 当該施設の管理に要する経費は、指定管理料によって賄うこと。
- (2) 指定管理料の金額は、指定管理者と豊田市との間で締結する各年度の協定書で定める。
- (3) 指定管理者は、当該施設の管理運営業務に係る経理と団体自体に係る経理は区分し、独立した会計帳簿類を整備すること。

第4 業務内容

指定管理者の行う業務は、「様々な世代が日常のスポーツ活動を通じて心身の健康増進を図る」という施設としての目的を果たすため、施設の受付等を含む施設全体の運営業務及び点検、整備、清掃等の維持管理業務等を行うこととする。

第5 職員の配置等

人員配置は、下記のとおりとし、当該施設における安全で衛生的な管理及び運営を行うとともに、当該施設にふさわしい指導・教育等にかかわるプログラムの提案を行うこととする。指定管理者は、施設に従事する者が下表に示す各種資格要件を満たすことを証明できる書類（合格証・資格証・免状・経歴書・社会保険証等の写し）を市に提出し、予め市の承認を得ることとする。

(1) 管理責任者

- ア プールを安全で衛生的に管理及び運営を行うように管理監督をする。
- イ プールについて管理上の権限を行使し、関与する全ての従事者に対するマネジメントを総括して、プールにおける安全で衛生的な管理及び運営にあたる。
- ウ 常駐の必要性はないが、最低1週間に1回は現地に赴き、現場の状況を把握すること。

指定管理者の社会保険加入者である正社員とする。

エ 下記の資格を有する者とする。

- ・ (公財)日本水泳連盟プール公認規則第16条(プール管理者)で規定された(公財)日本体育協会公認水泳指導員・(公財)日本体育協会公認水泳上級指導員・(公財)日本体育協会公認水泳コーチ・(公財)日本体育協会公認水泳上級コーチ・(公財)日本体育協会公認水泳教師・(公財)日本体育協会公認水泳上級教師、(公財)日本体育協会施設協会水泳指導管理士のうちいずれか1つ以上
- ・ 建築物環境衛生管理技術者

(2) 衛生管理者

ア プールの衛生及び管理の実務を担当する。

イ 衛生管理者は常駐することとし、指定管理者の社会保険加入者である正社員とする。

ウ プールにおける安全及び衛生に関する知識及び技能を有すること。

エ 水質に関する基本的知識、プール水の浄化消毒についての知識等を有し、プール管理のための施設の維持、水質浄化装置の運転管理、その他施設の日常の衛生管理にあたり、管理責任者、監視員及び救護員と協力して、プールの安全管理にあたる。

オ 日本赤十字社水上安全法救助員の資格を有する者とする。

(3) 監視員

ア プールの利用者が安全に利用できるよう、プール利用者の監視及び指導等を行うとともに、事故等の発生時における救助活動を行う。

イ 監視員は常駐することとし、常時全てのプールに目が行き届く体制をとること。

ウ 一定の泳力(2泳法で各50m以上)を有する等、監視員としての業務を遂行できる者とする。

エ 下記①～②のいずれかの資格要件を満たす者とする。

① 日本赤十字社水上安全法救助員の資格を保有すること。

② 普通救命講習Ⅰ修了者若しくはそれ以上と認められる資格を保有すること。

オ 日本赤十字社水上安全法救助員を常駐させることとし、その者は指定管理者の社会保険加入者である正社員とする。その他従事者全員が普通救命講習Ⅰの修了者、又はそれ以上と認められる資格(医師、看護師等)を有する者とし、指定管理者の従業員であることとする。

カ 18歳以上で健康な者とする。ただし、高等学校生は除く。

(4) 救護員

ア プール施設内で傷病者が発生した場合に応急救護にあたる。

イ 救護員は常駐することとし、緊急の事態に対応できる体制をとること。

ウ 応急手当普及員講習Ⅰの修了者、日本赤十字社救急法救急員、又はそれ以上と認められる資格(医師、看護師等)のいずれかを有する者とし、指定管理者の従業員であることとする。

(5) 施設管理員

ア 建築物の維持管理及びプール関連設備の運転管理を行う。

イ 施設管理員は常駐することとし、建築物又はプール関連設備に関する突発的なトラブルに対応できる体制をとること。

ウ 建築物の維持管理及びプール設備の運転管理に従事した経歴のあるものとし、指定管理者の従業員であることとする。

(6) トレーニングルーム補助員

- ア トレーニング機器の適切な使用方法、トレーニングルーム利用者へのトレーニング方法等に関する指導・助言等を行う。
- イ トレーニングルーム補助員は常駐することとし、利用者のニーズ等に合わせて柔軟に対応できる体制をとること。
- ウ スポーツプログラマー合格者、健康運動指導士、健康運動実践指導者、又はそれ以上と認められる資格のいずれかを有する者とし、指定管理者の従業員であることとする。

(7) その他

- ① 管理責任者と衛生管理者は同一の者が兼ねることとしても差し支えない。
- ② 監視員は、救護員・施設管理員・トレーニングルーム補助員と同一の者が兼ねることとしても差し支えない。
- ③ 救護員・施設管理員・トレーニングルーム補助員は、衛生管理者又は監視員と同一の者が兼ねることとしても差し支えないこととする。
- ④ 監視員等安全管理に関わる全ての従事者に対し、プールの構造設備及び維持管理、事故防止対策、事故発生等緊急時の措置と救護等に関し、就業前に十分な教育及び訓練を行うこと。特に、排水口における吸い込み防止事故を未然に防止するため、排水口の蓋等が固定されていない状態等の危険性、ポンプ停止や利用者の避難誘導等の緊急時の対応方法を正しく理解させること。

教育内容は次のア～オの項目を必ず盛り込み、オについては必要に応じて随時実施すること。また訓練内容には、飛び込み事故や溺水事故等のほか、排水口における吸い込み事故を想定したものを必ず含むこととし、その他必要に応じて適宜必要な内容を盛り込むこと。

- ア プールの構造及び維持管理
- イ プール施設内での事故防止対策
- ウ 事故発生時緊急時の措置と救護
- エ 緊急事態の発生を想定した実地訓練
- オ 日常の業務において従事者が経験した具体例や苦情等を題材とした事例研究

■ 資格一覧表

担当者名称	資格	区分	常駐の有無	兼務の可否
① 管理責任者	公益財団法人 日本体育協会公認水泳上級講師・水泳講師	△	非常駐	①と②で 兼務可
	公益財団法人 日本体育協会公認水泳上級コーチ・水泳コーチ	△		
	公益財団法人 日本体育協会公認水泳上級指導員・水泳指導員	△		
	公益財団法人 日本体育協会水泳指導管理士	△		
	建築物環境衛生管理技術者	○		
② 衛生管理者	日本赤十字社水上安全法救助員	○	常駐	④～⑥で 兼務可
③ 監視員	日本赤十字社水上安全法救助員	△		
	普通救命講習Ⅰ修了者若しくはそれ以上と認められる資格	△		
④ 救護員	救急手当普及員Ⅰ修了者	△		
⑤ 施設管理員	経験のあるもの	○		

⑥ トレーニングルーム補助員	スポーツプログラマー合格者	△	②または③ で兼務可
	健康運動指導士	△	
	健康運動実践指導者若しくはそれ以上と認められる資格	△	

<備考>

- ① 区分欄において、○印は必要であることを表し、△印は同一担当名称の中でいずれか1つ以上の△を満たす必要であることを表す。
- ② 上記資格者等の交代要員は同等の資格所有者としなければならない。
- ③ 監視員の人数については、利用者の安全管理に支障のないよう配置すること。

第6 管理運営に関する業務

指定管理者は、公の施設管理運営の責務を認識して、効率的かつ効果的な施設運営を心がけ、経費の節減に努めるとともに、創意工夫により、市民が利用しやすいようにサービスを向上させること。

(1) 庶務業務

ア 予算の管理

予算書の作成、伝票・帳簿類の作成、予算執行状況の把握、支払事務

イ 利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の徴収・納入

請求書・領収書の発行、利用料金等の徴収、出納簿の作成

ウ 現金管理

利用料金等を含む現金等の管理保管

エ 会計書類その他の文書の整理、保管

各種伝票・帳簿、利用料金出納簿、その他文書の整理・保管、文書の收受

オ 利用統計の作成

月別・施設別・曜日別・内容別等の利用件数、人数、利用率、稼働率の集計

カ 管理日誌の作成

1日の業務内容（清掃、点検、修繕、その他維持管理作業等）や市民対応（事故や苦情等の発生状況及びそれらへの対応状況、拾得物の記録・対応）など日々の管理状況について記録すること。なお、市民や利用者から苦情・要望等を受けた場合は速やかにその内容を記録・検討し、公正かつ迅速な処理を行うとともに、必要に応じて速やかにスポーツ課へ報告、協議し、公正かつ迅速な処理を行う。

キ 事業報告

毎事業年度終了後、4月30日までに以下の内容を記載した事業報告書を提出すること。

- ① 管理業務の実施状況及び利用状況
- ② 使用料又は利用に係る料金の収入の実績
- ③ 管理に係る経費の収支状況
- ④ 事件・事故の発生状況
- ⑤ 修繕の実施状況
- ⑥ 前5号に掲げるもののほか、管理実態を把握するためスポーツ課が必要とする事項

ク 拾得物・残置物の処理

拾得物は、拾得物台帳を作成し、原則として所轄警察署に届け出ること。

公園内に残置された物品で持ち主が不明であり、明らかに廃棄物と判断される物については、一定期間保管した後処分すること。

廃棄されたものかどうか疑わしい場合は一定期間、撤去要請の告示（貼り紙）をした後

処分すること。

ケ 放置自動車・放置自転車の処理

放置自動車は、10日以上放置された車両を言い、放置自動車の調査を行い、10日経過後に警告書を貼付し、市長に報告するものとする。なお、放置自動車のレッカー移動等はスポーツ課が指定管理者の協力のもと実施する。また、10日以上放置された自転車は放置自転車という。放置自転車については、市長に報告し、市から貸与される警告文を貼付の上、指定された期間持ち主が現れなかった場合、市の指定する放置自転車保管場所へ搬入を行う。

コ 不法投棄への対策

管理施設内への不法投棄を防ぐよう万全を期すこと。

サ 損害賠償責任に関する事項

指定管理者は、施設及び設備の管理運営に起因する損害又は傷害についてその責任を負う。指定管理者は必要に応じて施設管理者賠償責任保険等に加入すること。ただし、その場合の費用は指定管理者の負担とする。

シ 管理運営等に係る申請書等の作成

施設管理に係る利用許可等については、豊田市都市公園管理規則に規定された様式を用いること。

ス 自動販売機の設置について

- ① 指定管理者は、施設敷地内に自主事業で自動販売機を設置するものとする。ただし、自動販売機の設置が困難な個別の事情がある場合及び自動販売機を設置しない合理的な理由がある場合は、市と指定管理者の協議により、設置の有無を判断するものとする。
- ② 指定管理者は、施設敷地内に自動販売機を設置する場合、都市公園法、豊田市都市公園条例等に基づき、市に公園施設の設置許可の申請を行い、使用料を納付すること。

セ 関係法令等に基づき、下記の書類等の作成、記録、保管等を行うこととする。

- ① 施設の平面図
- ② 設備図面及び仕様書
- ③ 薬品の保管場所図
- ④ 救命器具、救急薬品等の配置図
- ⑤ 排水口等の位置等の危険箇所の表示及び点検結果の掲示
- ⑥ プール利用者への注意事項・禁止事項の表示
- ⑦ 感染症等の情報提供及びその他感染症対策に必要な対応
- ⑧ プール管理体制図の作成
- ⑨ 維持管理マニュアルの作成
- ⑩ 業務分担及び管理計画の作成
- ⑪ 設備機器の点検方法及び操作方法、水質検査の実施方法の文書化
- ⑫ 緊急時及び事故発生時の緊急連絡・応急体制の体系図の作成
- ⑬ 安全管理に関わる教育・訓練・心肺蘇生法等の救急救命に関する講習会の計画の作成及び実施記録の作成及び保存
- ⑭ 教育研修カリキュラム
- ⑮ 設備運転・水質検査・清掃等の実施計画及び結果の記録及び保存
- ⑯ プール管理日誌の作成（気温・室温・利用者数・水質検査結果・安全点検結果等）
- ⑰ 保健所等の立入り検査に立ち会うこと

ソ その他

- ① 従事者はユニフォームを着用すること。なお、監視員は常時水着を着用し緊急事態に対処できる体制をとること。
- ② 規則を遵守し、利用者に対しては、接遇・態度・言葉使いに注意し、節度を持って対応すること。
- ③ 管理責任者は、特別な事由により遊泳を中止する場合は市と協議すること。
- ④ 事件事故（人身・物損・盗難等）については、速やかに市へ届けること。緊急の場合は、緊急時対応マニュアルに基づいて迅速に対応すること。
- ⑤ 更衣室、トイレ、シャワーブース等を適宜巡回し、利用者の安全確認を行うとともに必要に応じて清掃を実施し、衛生的な施設を維持すること。
- ⑥ プールの全換水を年2回以上実施すること。全換水計画は毎年度の事業計画書に記載することとし、実施時期を変更する場合及び全換水実施に伴うプールの休業設定については、広報とよたへの掲載及び館内表示等必要な対応をとるとともに、市と予め十分調整を図ること。全換水期間中、トレーニングルーム及びスタジオは開館すること。また、プール内への異物の混入等が発生した場合は、市と協議のうえ、水質保全のため必要と認められる場合は全換水を実施すること。
- ⑦ プールの監視業務について、第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- ⑧ 職員の出退管理、光熱水費の使用量確認その他必要と認める事項を実施すること。

(2) 受付等運營業務

ア 備品等の貸出し

- ① 施設の利用に伴い必要な備品の貸し出し管理を行う。
- ② 職員用パソコン・コピー機については指定管理者で用意すること。なお、指定管理料にはそれらのリース料相当分が含まれている。

イ 休館日の案内

条例、規則に定める日以外に休館する場合は、事前に市の承認を受けるとともに「広報とよた」への掲載依頼を行い、館内に案内掲示を行うこと。

ウ 利用料金の減免

指定管理者は、別添資料に定める減免基準により、利用料金を減免することができる。利用料金の減免にあたっては、添付の豊田市文化・スポーツ減免要綱に準じて処理すること。

なお、管理運営の結果、利用料金減免補填金を増減する必要がある場合は、増減いずれも精算するものとし、精算の実施にあたっては、年度末時点で利用料金減免補填金に不足が生じないように、必要に応じて当該年度中に変更協定を締結し、翌年度に剰余金を市に返納するものとする。

※指定管理者は、減免実績をまとめた書類を整備し、常に減免実績を明らかにしておくこととする。

エ 利用調整の受付

指定管理者は、プールの専用利用及びスタジオの専用利用についての利用調整を行うこととする。利用調整は、豊田市井上公園水泳場専用利用要項及び豊田市井上公園スタジオ利用要項に基づき、実施することとする。利用調整の実施にあたっては、予め市と十分に調整を行い公平で円滑な利用調整の実施に努めること。

オ 市との連携

当該施設内の行為や設置など市の権限に属する許可に関する申請及び問い合わせが

あった場合は、内容を把握したうえで市と連携して対応にあたること。また、大会等の実施にあたっては主催者との打合せを行い、地元住民や駐車場の調整を行うこと。

(3) 緊急時対応業務

ア 各種訓練の実施

実施時には消防訓練実施届を消防署へ提出のこと。

- ・地震、火災等防火訓練（年2回）
- ・非常通報訓練

イ 緊急対応体制の確立

事故や災害時（警報発令時含む）などにおいて、市を始めとする関係機関との迅速かつ的確な連絡及び情報伝達が実行できる体制を確立すること。

- ① 緊急時対応マニュアルの作成
- ② 初期消火、避難誘導、関係機関への通報マニュアルの作成
- ③ 利用者のケガ等の対応（救急車・応急措置）マニュアルの作成
- ④ その他管理施設内で発生した事件・事故への対応マニュアルの作成
- ⑤ 立入検査への立会い
- ⑥ 上記の事務所内への掲示及び市への提出。

ウ 届出書類の作成

- ① 消防計画・防火管理者選解任届の消防署への届出
- ② 地震防災応急計画の作成及び市への届出
- ③ 立入検査立会い

エ 研修（講習会）

普通救命講習（AED含む）、救急法、防火管理者等年間を通じて研修を実施・参加させること。

(4) その他

ア 指定管理者は施設利用を促進するため、自主事業（教室・イベント等）を実施することができる。ただし、自主事業の実施に際しては、市の利用調整を優先するものとし、また、自主事業に必要な経費は、指定管理者が負担するものとする。

イ 周辺施設・地域との協調関係を保つこと。

ウ 職員に対して、施設の管理運営に必要な研修（CS研修、救急法等）を年間通じて実施すること。

エ 障がい者・高齢者・子ども等すべての利用者にとって利用しやすい施設になるよう、豊田市のガイドライン「ユニバーサル市役所「とよた」ガイドライン」に沿って管理運営すること。

第7 維持管理に関する業務

施設を常に適正かつ安全に維持するために、施設の保守点検・法定点検を実施するとともに、職員による日常点検・自主定期点検、簡易修繕を実施する。その他建築設備についても、作業遂行にあたり関係法令・維持基準のあるものについては、それに準じて実施すること。

(1) 職員による日常の保守点検業務等

ア 建築物及び建築設備に関する保全業務

- ① 日常点検・自主定期点検マニュアルに基づく点検、簡易修繕

- ② 施設の安全管理
 - ・設備、機器類の運転と停止操作（空調設備他）
 - ・使用終了後の備品類及び建物本体の点検
- イ 備品の管理保全
 - ① 各種備品の保管状況の確認、機能の確認、数量確認
 - ② 備品の定期的な修繕と更新
 - ③ 設備図面の整理・保管
- ウ 電気器具・消防設備の点検
 - ① 点検項目
 - ・照明器具の電球交換
 - ・消火器の位置確認、使用期限封印切れの確認
 - ・誘導灯の点灯確認・バッテリー確認
 - ・避難通路の確保
 - ・非常警報設備（表示灯等の概観点検）等
 - ・消火栓点検（表示灯の点灯・点滅・ホースなど）
 - 消防法に関する点検・確認項目参照
 - 利用者に対する指導（定員の遵守、喫煙場所の指導、危険物の持込み確認）
 - ② 故障（警報）等の復旧等対処
 - ・火災報知器の発報の復旧操作及び対処
 - ・消火栓ポンプの起動の復旧操作及び対処
 - ・誘導灯信号装置（フリッカー）の点滅
 - ・漏電・過電流による停電の復旧作業及び対処等
- エ 給排水設備及びろ過装置の点検
 - ① 水道メーターの検針（漏水対策）（※）便所・湯沸室のつまりや水漏れ確認、便所床排水トラップ確認（臭気）、プール床排水トラップ確認等
 - ② 故障（警報）等の復旧等対処
 - 地中内での漏水の復旧、対処及びプールろ過装置、水槽警報等
- オ 空調設備の操作及び保守
 - ① 省エネ運転（利用状況に応じ対応、換気運転を有効利用）・温度調整（季節に応じて）・機器の運転時異常音確認
 - ② 異常時の復旧及び対処
 - 冷暖房の効きの不良の対処
- カ 警備
 - ① 警備機器の操作確認（防犯、火災、非常通報）
 - ② 施設全体の施錠確認
 - ③ 巡回による管理施設内における異常の有無の確認
- キ 清掃、ゴミ処理
 - ① 施設内の整理整頓、館内を含めた日常清掃（特に風除室、ロビー、階段、更衣室、シャワーブース、便所等の利用が多い場所）を行うこと。
 - ② ごみの分別処理管理を徹底すること。
 - なお、大会・イベント等で発生したゴミ等は、主催者が処理するよう指導すること
- ク その他注意事項
 - ・日常的に敷地内や建築設備（自動ドアや昇降機等）の点検を実施し、安全管理を徹底すること。利用者に危険が及ぶと判断した場合は速やかに使用停止措置等を取り、修

繕等所要の措置を講じること。

- ・側溝、排水桝等の排水設備の点検及び清掃を行うこと。
- ・必要に応じて建築物の屋根、樋等の清掃を行うこと。

(2) 施設管理保守点検等業務

施設を適正かつ安全に維持管理するための保守点検等委託業務
業務は下記一覧のとおり。(詳細は後記参照)

業務		内容	備考
A	空調設備保守点検業務	設備機器等の能力維持及び快適な環境の維持	熱源機設備、空調機器設備、換気機器設備、自動制御設備等の点検
B	給排水衛生設備保守点検業務	水道水等の安定供給	貯湯タンク、加圧給湯ポンプ、プール強制シャワー等の点検
C	自動ドア保守点検業務	自動扉設備の常時安全かつ良好な運転状態の維持	ドアエンジン駆動部装置、ドアエンジン懸架装置等各部・装置の点検・調整
D	昇降機保守点検業務	昇降機の常時安全かつ良好な運転状態の維持	かご、昇降路、出入口等の外観及び機能点検
E	消防設備保守点検業務	放水銃、自動火災報知設備、非常警報設備、消火器等の機器点検	総合点検及び各種機器点検
F	F M補聴設備保守点検業務	F M補聴設備の能力維持	F M補聴設備の点検
G	電子交換設備保守点検業務	通信設備の能力維持及び快適な環境維持	デジタル交換機の基盤、配線等の点検
H	照明設備保守点検業務	照明設備の能力維持及び快適な環境維持	照明設備の分電盤の点検及び照明器具の取替え
I	監視カメラ設備保守点検業務	監視カメラの能力維持及び良好な運転状態	監視カメラのモニター及びカメラ等の点検
J	ろ過設備保守点検業務	プールろ過機を常時安全かつ良好な状態の維持、破損部分の早期発見、事故の防止	ろ過装置・混合酸化剤装置・水槽等の清掃及び保守点検、ろ過装置各種計器類指示記録、プールの運転に伴う消費物の補充・保管
K	入退場システム保守点検業務	施設利用者数管理と利用を円滑に行うための機器保守	入場券売機・利用精算機・入退場ゲート機・窓口発券機・管理サーバの保守点検
L	清掃業務	施設全体の美観・衛生保持	(定期清掃) 床面清掃、窓ガラス清掃等 (日常清掃) 館内清掃、屋外清掃、除草等
M	警備業務	機械警備による防犯、火災、非常通報	異常があれば随時。毎日の機械警備の実施・解除操作
N	自家用電気工作物保安管理業務	電気事業法に基づく保安業務	年次点検等

O	一般廃棄物等収集運搬業務	一般廃棄物等の収集運搬	一般廃棄物、資源の収集運搬
P	産業廃棄物収集運搬業務	産業廃棄物の収集運搬	廃プラスチック類、金属くず、ガラス及び陶磁器くず、混合物、飲料用かん・びん等
Q	トレーニング機器保守点検業務	各部位の外観及び機能点検	調達者（市・指定管理者）を問わず、施設に設置されている各機器が対象

第8 修繕関係業務

- (1) 指定管理者は、市との協議の上で、日常的な小規模修繕（予定価格が1件50万円以下の案件に限る）を実施するものとする。
- (2) 指定管理料に含める修繕料は、年間180万円を基本として年度協定書に定める金額とする。なお、当該修繕料に剰余金が発生した場合には、市が指示する方法により、市に返還するものとする。
- (3) 緊急な対応を要する修繕案件に関しては、市との協議の上で、その金額に関わらず指定管理者による修繕実施を要請する場合がある。なお、この場合の財源については、指定管理者の新たな自己負担が生じることのないよう適宜調整を図るものとする。
- (4) 指定管理者が修繕を行った場合には、その実施状況を事業報告書（月報）において市の指示する様式にて報告しなければならない。

第9 管理運営に係る経費の負担

管理運営に係る経費のうち、スポーツ課で負担するものは以下のとおりとする。

- ・ 電気料金
- ・ 大規模修繕費（市が必要と認めたもの）
- ・ 備品費（市が必要と認めたもの）
- ・ 建物総合損害共済（災害に伴う建物や建物に付帯するガラスの保険）
- ・ 指定管理料に含まれる年額50万円までの小規模修繕を超えた場合の小規模修繕費

第10 協議

指定管理者は、この仕様書の規定内容その他、指定管理者の業務の内容及び処理について、疑義が生じた場合は、市と協議して決定する。

A 空調設備保守点検業務

1 業務内容

空調設備等の点検整備を行い、設備機器等の能力維持及び快適な環境維持を図る。特に温水プールと一般部分のエアバランス管理は重要となる。ろ過設備・空調熱源機器、プールの利用状況、プールの水質、プールの室温温度と本建物は密接に関わるため全体バランスを考慮した管理を行うこと。

作業遂行にあたり関係法令・維持基準のあるものについては、それに従って実施し、また仕様書に示されない事項でも管理安全上必要な作業については、実施するものとする。

2 保守点検機器一覧

【空冷ヒートポンプ空調機（ダイキン工業㈱）】

No.	名称	摘要	数量	単位
空気熱源式ヒートポンプチラーユニット（高効率空気熱源式高温型排熱回収ヒートポンプ冷暖給湯機）（ゼネラルヒートポンプ工業㈱）				
1	【型式】 ZQH-50A12.5-RK-D 【能力】 冷房：138.2kw 暖房：152.2kw	CH-1	台	1
2	【型式】 ZQH-50A12.5-RK-D 【能力】 冷房：138.2kw 暖房：152.2kw	CH-2	台	1
3	【型式】 ZQH-105A15-CH-C 【能力】 冷房：266.7kw 暖房：299.7kw	CH-3	台	1
4	【型式】 ZQH-105A15-CH-C 【能力】 冷房：266.7kw 暖房：299.7kw	CH-4	台	1
5	熱源制御盤		台	3
タンク類（㈱ベルテクノ）				
1	冷水クッションタンク SV-A-1300*1800 密閉式 SUS444直胴型 タンク容量：2,885L 最高使用圧力： 0.49Mpa	ST-1	台	1
2	温水クッションタンク SV-A-1300*1800 密閉式 SUS444直胴型 タンク容量：2,885L 最高使用圧力： 0.49Mpa	ST-2	台	1
3	冷水膨張タンク 密閉式（SUS304）丸型	EXT-1	台	1

		タンク容量：100L 形状・寸法：350Φ×1096H、70kg			
	4	温水膨張タンク 密閉式（SUS304）丸型 タンク容量：200L 形状・寸法：600Φ×806H、100kg	EXT-2	台	1
ポンプ類（株川本製作所）					
冷温水ポンプ					
	1	PE-656-1.5 渦巻型ラインポンプ 65Φ×65×450L/min×10m 消費電力：1.5kw	CHP-1 CH-1系統	台	1
	2	PE-656-1.5 渦巻型ラインポンプ 65Φ×65×450L/min×10m 消費電力：1.5kw	CHP-2 CH-2系統	台	1
	3	GEJ-125×1006M-4M5.5 片吸込み渦巻きポンプ インバータ仕様 125Φ×100×1500L/min×12m 消費電力：5.5kw	CHP-11 プール室系統	台	2
3	4	GEK-80×656M-4M3.7 片吸込み渦巻きポンプ インバータ仕様 80Φ×65×680L/min×15m 消費電力：3.7kw	CHP-12 トレーニング室系統	台	2
冷水ポンプ					
	5	PE-656-1.5 渦巻型ラインポンプ 65Φ×65×330L/min×10m 消費電力：1.5kw	CP-1-1 CH-3-1系統	台	1
	6	PE-656-1.5 渦巻型ラインポンプ 65Φ×65×440L/min×10m 消費電力：1.5kw	CP-1-2 CH-3-2系統	台	1
	7	PE-656-1.5 渦巻型ラインポンプ 65Φ×65×330L/min×10m 消費電力：1.5kw	CP-2-1 CH-4-1系統	台	1
	8	PE-656-1.5 渦巻型ラインポンプ 65Φ×65×330L/min×10m	CP-2-2 CH-4-2系統	台	1

		消費電力：1.5kw			
温水ポンプ					
9		PE-656-1.5 渦巻型ラインポンプ 65Φ×65×420L/min×10m 消費電力：1.5kw	HP-1-1 CH-3-1系統	台	1
10		PE-806-2.2 渦巻型ラインポンプ 80Φ×80×560L/min×12m 消費電力：2.2kw	HP-1-2 CH-3-2系統	台	1
11		PE-656-1.5 渦巻型ラインポンプ 65Φ×65×420L/min×10m 消費電力：1.5kw	HP-2-1 CH-4-1系統	台	1
12		PE-806-2.2 渦巻型ラインポンプ 80Φ×80×560L/min×12m 消費電力：2.2kw	HP-2-2 CH-4-1系統	台	1
13		PE-506-2.2 渦巻型ラインポンプ 50Φ×50×235L/min×20m 消費電力：2.2kw	HP-13-1 床暖プール系統	台	1
14		PE-506-2.2 渦巻型ラインポンプ 50Φ×50×235L/min×20m 消費電力：2.2kw	HP-13-2 床暖更衣室系統	台	1
給湯ポンプ					
15		PSS-656-1.5 渦巻型ステンレス製ラインポンプ 65Φ×65×500L/min×10m 消費電力：1.5kw	HWP-1 CH-1系統	台	1
補給水ポンプ					
16		N3-206TH*TAB-5 加圧給水ポンプユニット（屋外型） 運転方式：単独 25Φ×24L/min×16m 消費電力：0.2kw	WP-1 クッションタンク系統	台	1
空気調和機（東洋製作所株）					
空気調和機					
4	1	TUC-245-RHF 【型式】水平型エアハンドリングユニット （インバータ制御） 【SA送風機】	AHU-1-1 1階プール系統	台	1

	風量：20000CMH×996Pa (機外420Pa) 消費電力：15kw 【RA送風機】 風量：20000CMH×408Pa (機外310Pa) 消費電力：7.5kw			
2	TUC-245-RHF 【型式】水平型エアハンドリングユニット (インバータ制御) 【SA送風機】 風量：20000CMH×996Pa (機外420Pa) 消費電力：15kw 【RA送風機】 風量：20000CMH×408Pa (機外310Pa) 消費電力：7.5kw	AHU-1-2 1階プール系統	台	1
空気調和機 (全外気)				
3	THS-85-MXT 【型式】コンパクト型エアハンドリングユニット (インバータ制御) 【SA送風機】 風量：4800CMH×737Pa (機外180Pa) 消費電力：2.2kw	AHU-2 1階ロッカー室系統	台	1
4	THS-85-MXT 【型式】コンパクト型エアハンドリングユニット (インバータ制御) 【SA送風機】 風量：5150CMH×807Pa (機外180Pa) 消費電力：3.7kw	AHU-3 2階トレーニング系統	台	1
5	THS-65-MXT 【型式】コンパクト型エアハンドリングユニット (インバータ制御) 【SA送風機】 風量：4000CMH×805Pa (機外180Pa) 消費電力：3.7kw	AHU-4 2階スタジオ系統	台	1

空冷ヒートポンプエアコン (ダイキン工業株)					
5	1	室外機 R X Y P 4 0 0 A 【型式】ビル用マルチ室外機 【能力】冷房：40kw 暖房：45kw	MAC-1 1・2階諸室系統	台	1
	2	室内機 F X Y A P 2 8 M 【型式】壁掛型エアコン 【能力】冷房：2.8kw 暖房：3.2kw	MAC-1-1 1階受付控室系統	台	1
	3	室内機 F X Y F P 8 0 M B 【型式】天井カセット4方向吹出型 【能力】冷房：8kw 暖房：9kw	MAC-1-2 1階事務室系統	台	1
	4	室内機 F X Y F P 3 6 M B 【型式】天井カセット4方向吹出型 【能力】冷房：3.6kw 暖房：4kw	MAC-1-3 2階クラブハウス系統	台	3
	5	室内機 F X Y F P 7 1 M A 【型式】天井埋込ダクト型 【能力】冷房：7.1kw 暖房：8kw	MAC-1-4 2階談話スペース系統	台	2
	6	室外機 R X Y P 4 5 0 A 【型式】ビル用マルチ室外機 【能力】冷房：45kw 暖房：50kw	MAC-2 1階エントランス系統	台	1
	7	室内機 F V Y P C - 4 5 0 M 【型式】ビル用マルチセパレート型 ダクト吹出タイプ 【能力】冷房：40kw 暖房：45kw	MAC-2-1 1階エントランス系統	台	1
	8	室外機 R X Y P 2 2 4 A 【型式】ビル用マルチ室外機 【能力】冷房：22.4kw 暖房：25kw	MAC-3 1階更衣室系統	台	1
	9	室内機 F X Y F P 2 8 M B 【型式】天井カセット4方向吹出型 【能力】冷房：2.8kw 暖房：3.2kw	MAC-3-1 1階更衣室男系統	台	3
	10	室内機 F X Y F P 3 6 M B 【型式】天井カセット4方向吹出型 【能力】冷房：3.6kw 暖房：4kw	MAC-3-2 1階更衣室女系統	台	3
11	室外機 R X Y P 1 6 0 A 【型式】ビル用マルチ室外機 【能力】冷房：16kw 暖房：18kw	MAC-4 2階口ツカ一室系統	台	1	

		w			
	1	室内機 FXYFP71MB 【型式】天井カセット1方向吹出型 【能力】冷房：7.1kw 暖房：8kw	MAC-4-1 2階口ツカー男系統	台	1
	3	室内機 FXYFP71MB 【型式】天井カセット4方向吹出型 【能力】冷房：7.1kw 暖房：8kw	MAC-4-2 2階口ツカー女系統	台	1
	1	床置型室外機 RZYP56KBV 【型式】天井カセット4方向吹出型 【能力】冷房：5kw 暖房：5.6kw	PAC-1 1階監視兼医務室系統	台	1
	5	床置型室外機 RZYP40KBV 【型式】天井カセット2方向吹出型 【能力】冷房：3.6kw 暖房：4kw	PAC-2 1階更衣室(HC)系統	台	1
6	1	パネルヒーター (株)インターセントラル 電気パネルヒーター NY-2000 【型式】壁掛パネル型自然対流方式 (サーモスタット内臓) 【能力】暖房：2kw	PH-1 1階受付	台	1
		送風機類			
		送風機			
	1	三菱電機(株) BFS-100TUC 天吊 #1 1/2×1,050m ³ /h× 150Pa 消費電力：0.18	FS-1 1階プール倉庫系統	台	1
	2	荏原製作所(株) 1・1/2SRM3 天吊 #1 1/2×2,200m ³ /h× 200Pa 消費電力：0.75	FS-2 プールピット系統	台	1
7	3	荏原製作所(株) 2SRM3 天吊 #2×4,000m ³ /h×200Pa 消費電力：1.50	FS-3 1階ろ過機械室系統	台	1
		排風気			
	4	三菱電機(株) BFS-100TUC 天吊 #1 1/4×350m ³ /h×1 50Pa 消費電力：0.18	FE-1 1階倉庫(1)系統	台	1
	5	セイコー化工機(株) GFD-350 天吊 #1 1/2×1,050m ³ /h× 150Pa	FE-2 1階プール用倉庫系統	台	1

		消費電力：0.18			
6	三菱電機(株) BFS-100TUC 天吊 #1 1/2×1, 100m ³ /h× 150Pa 消費電力：0.18	FE-3 2階WC系統	台	1	
7	三菱電機(株) BFS-100TUC 天吊 #1 1/2×1, 150m ³ /h× 150Pa 消費電力：0.18	FE-4 1階エントランスWC系統	台	1	
8	三菱電機(株) BFS-150TUC 天吊 #1 1/4×1, 550m ³ /h× 150Pa 消費電力：0.30	FE-5 1階プール更衣室WC系統	台	1	
9	三菱電機(株) BFS-80SY 天吊 #1 1/2×650m ³ /h×1 50Pa 消費電力：0.10	FE-6 2階トレーニングシャワー系 統	台	1	
10	三菱電機(株) BFS-150SY 天吊 #1 1/2×1, 250m ³ /h× 200Pa 消費電力：0.30	FE-7 1階プールシャワー系統	台	1	
11	三菱電機(株) BFS-240TUA 天吊 #3×2, 950m ³ /h×200P a 消費電力：1.10	FE-8 2階スタジオ系統	台	1	
12	三菱電機(株) BFS-450TUA 天吊 #4×3, 850m ³ /h×200P a 消費電力：2.20	FE-9 2階トレーニング系統	台	1	
13	荏原製作所(株) 2SRM3 天吊 #2×4, 000m ³ /h×200P a 消費電力：1.50	FE-10 1階ろ過機械室系統	台	1	
14	荏原製作所(株) 3SRM3 天吊 #3×6, 750m ³ /h×200P a 消費電力：1.50	FE-11 2階空調機械室系統	台	1	
天井換気扇					
15	三菱電機(株) VD13Z6 天吊 100Φ×50m ³ /h×80Pa 消費電力：0.015	FV-1 2階クラブハウス倉庫系統	台	1	
16	三菱電機(株) VD15Z6 天吊 100Φ×100m ³ /h×50P a	FV-2 屋外機械室系統	台	1	

		消費電力：0.016			
	1	三菱電機(株) VD20ZB6			
	7	天吊 150Φ×250m ³ /h×80Pa 消費電力：0.043	FV-3 1階下足室系統	台	1
	1	三菱電機(株) VD13Z6			
	8	天吊 100Φ×50m ³ /h×80Pa 消費電力：0.015	FV-4 1階受付系統	台	1
	全熱交換器				
	1	三菱電機(株) LGH25CX3-TK カセット型 100m ³ /h×50Pa 消費電力：0.135	HEX-1 1階監視兼医務室系統	台	1
	2	三菱電機(株) LGH25RX3-TK 天井埋込型 275m ³ /h×100Pa 消費電力：0.12	HEX-2-1 2階クラブハウス系統	台	1
	3	三菱電機(株) LGH25RX3-TK 天井埋込型 275m ³ /h×100Pa 消費電力：0.124	HEX-2-2 2階クラブハウス系統	台	1
	4	三菱電機(株) LGH25RX3-TK 天井埋込型 300m ³ /h×100Pa 消費電力：0.215	HEX-3 1階事務室系統	台	1
	自動制御機器保守点検				
	空調機 AHU-1-1				
		ダクト挿入温度検出器 AHUTH-1	TS-9105-8 230	台	1
		ダクト挿入温度検出器 AHUTH-2	TS-9105-8 230	台	1
		ダクト挿入温度検出器 AHUTH-3	TS-9105-8 230	台	1
		ダンパーモーター MD-1	MY7050A10 01	台	1
	1	ダンパーモーター MD-2	M9116-GGA -2	台	1
		ダンパーモーター MD-3	M9116-GGA -2	台	1
		ダンパーモーター MD-4	M9116-GGA -2	台	1
		ダンパーモーター MD-5	MY7050A10 01	台	1
		電動2方弁 AHUBV-1	EXC200-3	台	1
	空調機 AHU-1-2				
	2	ダクト挿入温度検出器 AHUTH-4	TS-9105-8 230	台	1
		ダクト挿入温度検出器 AHUTH-5	TS-9105-8	台	1

			230		
		ダクト挿入温度検出器 AHUTH-6	TS-9105-8 230	台	1
		ダンパーモーター MD-6	M9116-GGA -2	台	1
		ダンパーモーター MD-7	M9116-GGA -2	台	1
		ダンパーモーター MD-8	M9116-GGA -2	台	1
		ダンパーモーター MD-9	MY7050A10 01	台	1
		ダンパーモーター MD-10	M9116-GGA -2	台	1
		電動2方弁 AHUBV-1	EXC200-3	台	1
3	空調機 AHU-1-1-2				
		圧力センサー PS-2	FP203-GB9	台	1
		電動2方弁 BV-13	3SNBW-0I1 0-25	台	1
4	空調機 AHU-2				
		ダクト挿入温度検出器 AHUTH-7	TS-9105-8 230	台	1
		ダンパーモーター MD-11	M9116-GGA -2	台	1
		電動2方弁 AHUBV-3	35NBW-0I4 0-50	台	1
5	空調機 AHU-3				
		室内形温湿度検出器 RTH-1. RHE-1	JHD-247*A	台	1
		ダクト挿入温度検出器 AHUTH-8	TS-9105-8 230	台	1
		ダンパーモーター MD-12	M9116-GGA -2	台	1
		電動2方弁 AHUBV-4	35NBW-0I4 0-50	台	1
		電動2方弁 AHUBV-5	AB41-03-5	台	1
6	空調機 AHU-4				
		室内形温湿度検出器 RTH-1. RHE-1	JHD-247*A	台	1
		ダクト挿入温度検出器 AHUTH-8	TS-9105-8 230	台	1
		ダンパーモーター MD-12	M9116-GGA -2	台	1
		電動2方弁 AHUBV-4	35NBW-0I2	台	1

		5-40		
		電動2方弁 AHUBV-4	AB41-03-5	台 1
7		空調機 AHU-2, 3, 4		
		圧力センサー PS-2	FP203-GB9	台 1
		電動2方弁 BV-13	35NBW-0I10-25	台 1
8		貯湯槽 HT-1		
		圧力センサー PS-1	FP203-GK9	台 1
		挿入形温度検出器 TH-3	JEK-AT-050	台 1
		挿入形温度検出器 TH-4	JEK-AT-050	台 1
		電動バタフライ弁 BV-3	EXS200-2	台 1
		電動バタフライ弁 BV-4	EXS200-2	台 1
		電極棒 FS-1	5P	台 1
		電動バタフライ弁 TH-2	JEK-AT-050	台 1
9		ヒートポンプ CH-1		
		電動3方弁 MV-1	EXH200-3	台 1
		電動3方弁 MV-2	EXH200-3	台 1
		電動3方弁 BV-1	WS-12N	台 1
10		ヒートポンプ CH-2		
		電動3方弁 MV-3	EXH200-3	台 1
		電動3方弁 MV-4	EXH200-3	台 1
		電動2方弁 BV-2	WS-12N	台 1
11		冷水 ST-1		
		電動バタフライ弁 BV-5	EXS200-3	台 1
		電動バタフライ弁 BV-6	EXS200-3	台 1
		電動バタフライ弁 BV-9	EXS200-3	台 1
		電動バタフライ弁 BV-10	EXS200-3	台 1
		挿入形温度検出器 TH-5	JEK-AT-050	台 1
		挿入形温度検出器 TH-6	JEK-AT-050	台 1
12		温水 ST-2		
		電動バタフライ弁 BV-7	EXS200-3	台 1
		電動バタフライ弁 BV-8	EXS200-3	台 1
		電動バタフライ弁 BV-11	EXS200-3	台 1
		電動バタフライ弁 BV-12	EXS200-3	台 1
		挿入形温度検出器 TH-7	JEK-AT-050	台 1
		挿入形温度検出器 TH-8	JEK-AT-050	台 1

1 3	計測				
	配管挿入形温度検出器	TH-9	SGEK-L-015	台	1
	配管挿入形温度検出器	TH-10	SGEK-L-015	台	1
	配管挿入形温度検出器	TH-11	SGEK-L-015	台	1
	配管挿入形温度検出器	TH-12	SGEK-L-015	台	1
	配管挿入形温度検出器	TH-1. HE-1	JHD31-147* A	台	1
	ダクト挿入形湿度検出器	RHE-3	JHD21	台	1
	ダクト挿入形湿度検出器	RHE-4	JHD21	台	1
	ダクト挿入形湿度検出器	RHE-5	JHD241	台	1
1 0	床暖房設備 架橋ポリエチレン管 16Φ (有オッディ)				
	1	ヘッダー 32A×4回路	1階更衣シャワー男系統	台	1
	2	ヘッダー 50A×6回路	1階更衣シャワー女系統	台	1
	3	ヘッダー 50A×9回路	プールY1側	台	1
1 1	4	ヘッダー 50A×10回路	プールY11側	台	1
	5	水高計 SR1/2 100Φ 圧力0.0~0.5Mpa、温度0.0~100℃		台	4

3 保守点検内容

(1) 空冷ヒートポンプチラーユニット熱源システム

① 空冷ヒートポンプチラーユニット

区分	点検内容	点検頻度 (回/年)
冷房・暖房開始時 に行う保守点検 (通年運転)	チラーユニット本体異常振動異音、ねじボルト緩み点検等	6回/年
	運転電流・絶縁測定	
	圧縮機の高圧・低圧圧力測定、吐出・吸入温度測定	
	インターロック・安全装置等の自動制御装置の動作確認・調整	
	冷媒漏れ点検、配管亀裂、固定ボルト点検	
	四方弁サイクルによる動作点検・電磁コイルの異常音・異臭の点検	
	各機器エレメント断線点検、設定値の動作確認、端子緩み確認、配線損傷の点検	
	架台、ケーシング設置状態確認	
各部の総合点検		

② クッションタンク

区分	点検内容	点検頻度 (回/年)
クッションタンク	外観点検（本体、ボルト、バルブ等）	1回/年

③ 膨張タンク

区分	点検内容	点検頻度 (回/年)
密閉式膨張タンク	外観点検（本体、ボルト、バルブ等）	1回/年
	封入空気圧力点検	
	空気漏れの有無確認	

(2) ファン

① 空調用空調機

区分	清掃内容	頻度 (回/年)
フィン・チューブ	汚れの度合いにもよるが、通常はエアブロー程度とする。 空調性能に影響を及ぼしたり、汚れのひどい状態の場合、水洗浄を行う。 状態に応じ、水洗浄作業を主体に薬剤を使用した薬品洗浄を行う。	2回/年
ファン	風量及び圧力測定 清掃は上記（フィン・チューブ）作業に準じ行う。 清掃、洗浄後はウエス等による拭取りを行う。 （フィンバランスを崩す恐れがあるので、清掃・拭取りには細心の注意を要す）	
フィルター (清掃、点検、交換)	プレフィルターを取り外し水洗浄等の方法で清掃作業を行う。 フィルター取り付け金具及び、周辺金具等損傷の有無点検を行い、必要に応じ修理、交換を行う。	
	プレフィルターの交換 付着した埃等が目詰まりを起こし空調性能を著しく低下させる為、速やかな交換を実施する。	
機器本体	ドレンパンの発錆状況・保温材の状態・防振架台状態確認、 振動騒音測定	
ファンインバータ	電流値絶縁測定、インバータの動作確認	
ダンパー	S A・R A・O A・E Aダンパー開度・可動状況	

(3) 吹出口、吸入口、ダンパー、EHP

① 吹出口、吸入口

(ア) 点検項目

区分	清掃内容	頻度 (回/年)
ブリーズライン・VHS・GV S・HS・ノズル・金網等	金具等を外し、本体を取外す 水、洗浄液を用い、器具の洗浄を行う。 洗浄後、ウエス（雑巾）を用い器具を拭く。 本体を取付ける。 特に上下方向に注意し、元の状態に取付ける。	点検において清掃の必要を判断した時。 他：定めた清掃時
防火ダンパー	取り付け状況、ダンパー動作、ヒューズの確認	
風量調整ダンパー	取り付け状況、ダンパー動作、エアバランスの調整	エアバランス確認時

(イ) 作業時

清掃作業は、脚立を使用して無理の無い体勢における作業範囲を前提としており、特別な足場を仮設する必要がある時は、協議を実施し結論を出す。

通常の洗浄液を使用して、洗浄作業を行うが汚れが落ちない場合、「甲」と協議を行い以降の指示を仰ぐ。

② マルチヒートポンプ（EHP）

(ア) 点検対象

- ・ 冷暖切替型マルチヒートポンプ（EHP）パッケージ（屋外機）
⇒冷房能力16.0kw/暖房能力18.0kw ～ 冷房能力50.4kw/暖房能力56.5kw
【数量：4台】
- ・ 冷暖切替型マルチヒートポンプ（EHP）パッケージ（屋内機）
⇒冷房能力2.8kw/暖房能力3.2kw ～ 冷房能力22.4kw/暖房能力25.0kw
【数量：18台】

(イ) 点検項目

区分	点検内容	点検頻度 (回/年)
EHP (本体)	フィルター清掃 動作確認（運転音等） 状態確認 (絶縁・電流・電圧測定、ベアリング異音、異常発熱等)	2回/年

(4) 換気機器

① 換気機器

(ア) 点検対象

(1) 送風機

- ・ 1回機械室・ピットヨウ：各種シロッコファン（2台）
- ・ 1階倉庫：ラインファン（1台）

(2) 排風機

- ・ 1～2階機械室用：シロッコファン（2台）
- ・ 1～2階倉庫、WC、シャワー室、トレーニング用：各種ラインファン（9台）
- ・ 1～2階クラブハウス、外部機械室、下足、受付用：天井換気扇（5台）

(3) 全熱交換機

- ・ 1階監視室用：天井埋込カセット型（1台）
- ・ 1～2階事務室、クラブハウス：天井埋込ダクト型（2台）

(イ) 点検項目

区分	点検内容	点検頻度 (回/年)
送(排)風ファン ファン駆動電動機	動作確認(運手音等) Vベルト状態(張り具合・劣化・調整・交換) 状態確認 (絶縁抵抗値測定、ベアリング異音、異常発熱等)	2回/年
全熱交換器	動作確認(運転音等) 全熱交換エレメント(汚れ→差圧増大時は交換) 状態確認 (自己診断機能確認、ベアリング異音、異常発熱等)	1回/年

(5) 空調等各設備の自動制御設備

① 自動制御設備

(ア) 点検対象

熱源、熱源周辺機器、空気調和機、空気調和機附属機器
各水槽水位確認、貯湯槽、消化水槽他の機器状態監視等

(イ) 点検項目

機器名	点検内容	点検頻度 (回/年)
<検出部> 電子式温度検出器 電子式湿度検出器 監視用温度検出器 圧力検出器 各種補助機器 各種変換機 発信機	①外観点検、設置状況目視点検 ②取付け、各端子の緩み・清掃・外装補修 ③ポテンションメーター設定圧・調整・外観点検補修 ④各フィルター、エレメントの経年劣化点検・調整・交換 ⑤単体指示器・検出状態の確認 ⑥標準試験機による校正及び調整	2回/年
<調節部> 電気式調節器 電子式調節器	①上記<検出部>欄1～6の点検項目に同じ ②比例帯、動作間のキャリブレーション ③設定確認、設定変更 ④リレー設置状況、可動部清掃 ⑤冷暖房切替確認	

<操作部> 電気式ダンパー 電気式制御弁	①上記<検出部>欄1～6の点検項目に同じ ②弁及び各部より流体・液体の漏れ確認 ③ストローク点検（リンケージ） ④グランド部増締め、グランドパッキン交換 ⑤エアバランス状況の確認	
総合関連動作	①制御状態の指示計器等による確認 各部の調整、総合点検作業	

- ・ 空調機用自動制御の円滑な動作及び使用を図る為、本体・制御装置・周辺機器の点検作業、粉塵除去等の作業を定期的に且つ組織的に行い、必要に応じた修理、交換等の作業を行い常時の運転に支障が無い様、保守業務を実施する。
- ・ 保守業務は年2回の総合点検と、自動制御機器系統への不具合・故障の発生時に非常要請として技術者を派遣し復帰するものとする。特に、保守業務は技術者が機器の単体点検、各部のチェック、設定確認、プログラムを起動しての動作確認を行い、機器別点検は点検項目仕様により行う。

<空調及び冷暖房について>

1 運転期間 プール冷暖房時の運転期間は、次のとおりとする。

- (1) 冷房・・・6月1日より9月末まで（中央管制方式熱源）
- (2) 暖房・・・10月1日より5月末まで（中央管制方式熱源）

※ 但し指定管理者の指示により、施設の使用状況に応じ冷暖房の使用予定変更を要請された場合は、上記予定期間の限りではない。

2 委託業務の運用

- (1) 熱源設備、附属機器の運転管理及び点検⇒〔冷暖房時期〕

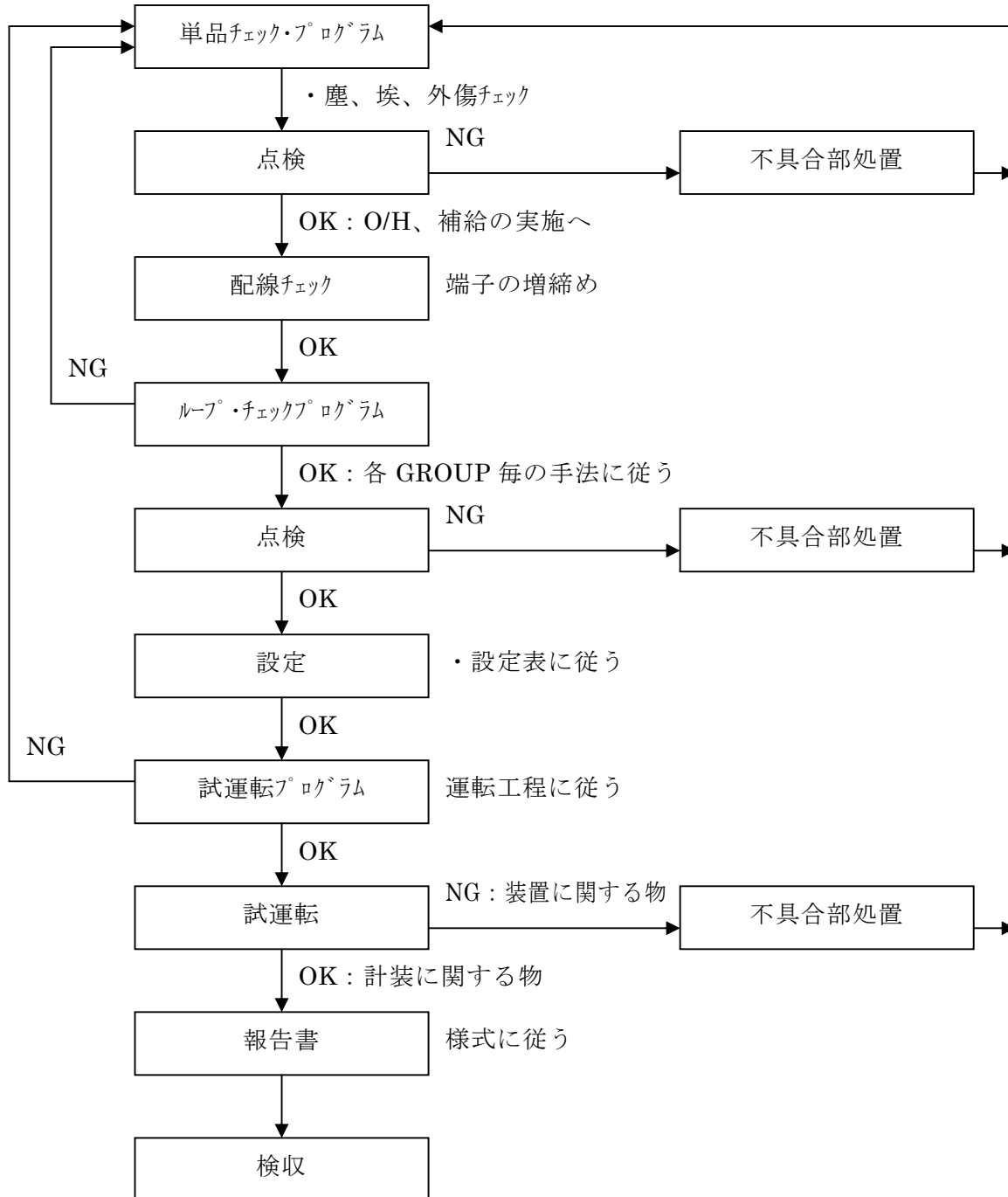
〔附属機器〕の定義：フィルター、配管、排気用ダクト等熱源設備の関係するものを含む。

- (2) 空気調和機、附属機器の運転管理及び点検⇒〔冷暖房時期〕
- ※「附属機器」・・・フィルター、配管、送・還気用ダクト等
- (3) 回転機及び機器の監視、整備、点検（モーター、フィン等）
- (4) 熱源、空調機器等の保守管理における内外部清掃
- (5) 熱源、空調機器等の運転記録・日誌作成その保管

※保管期間は、「甲」及び管理規定に準ずる

<参考> 空調自動制御用調節器の点検手順を記す。

- ・ 定期総合点検手順の標準は下記で行う
- ・ 各計器の標準仕様により点検を行う



B 給排水衛生設備保守点検業務

1 業務内容

衛生設備等の点検整備を行い、設備機器等の能力維持及び快適な環境維持を図る。作業遂行にあたり関係法令・維持基準のあるものについては、それに従って実施し、また仕様書に示されない事項でも管理安全上必要な作業については、実施するものとする。ろ過設備・空調熱源機器、プール使用状況、プール水質、プール室温湿度と本建物は密接に関わるため全体バランスを考慮した管理を行うこと。

2 保守点検機器一覧

機器名	メーカー	形式	機器仕様	数量	設置場所等
貯湯槽	(株)ベルテクノ		SUS製パネル型(現地組立式) 3500W×6000H×2500H	1	屋外機置場
消火補給水槽	(株)ベルテクノ		SUS製パネル型 1000W×1000H×500H 鉄骨架台1000H	1	2階屋上
消火ポンプユニット	(株)川本製作所	KTY656A3M 7.5T	ユニット型(消防認定品) 65Φ×300L/min×57m	1	屋外機置場
排水ポンプ (機械室ピット系統)	(株)川本製作所	YUK2-506- 0.75L/LN	雑排水用水中ポンプ 50Φ×200L/min×7m (自動交互運転)2台1組	1	ろ過機械室
排水ポンプ (機械室側溝系統)	(株)川本製作所	YUK2-506- 0.4L/LN	雑排水用水中ポンプ 50Φ×100L/min×5m (自動交互運転)2台1組	1	ろ過機械室
雨水排水ポンプ	(株)川本製作所	YUK2-506- 0.75L/LN	雑排水用水中ポンプ 50Φ×220L/min×5m (自動交互運転)2台1組	1	ドライエリア
湧水ポンプ	(株)川本製作所	YUK2-506- 0.4L/LN	雑排水用水中ポンプ	2	ピット内
冷水ポンプ (プール系統)	(株)川本製作所	PE-806-3. 7	渦巻型ラインポンプ 80Φ×900L/min×10m	1	ろ過機械室
温水ポンプ (25m、歩行、 幼児系統)	(株)川本製作所	GEJ-125×1 006M-4M3. 7	片吸込渦巻型ポンプ 125Φ×1025L/min×12m	1	ろ過機械室
温水ポンプ (マッサージプー)	(株)川本製作所	PE-506-1. 5	渦巻型ラインポンプ 50Φ×260L/min×	1	ろ過機械室

ル系統)			18m		
給湯加圧ポンプ	(株)川本製作所	KFH2-40P 2.2	給湯加圧ポンプユニット 65Φ×240L/min× 35m	1	給湯ポンプ室
給湯ポンプ	(株)川本製作所	PSS2-206- 0.25T	SUS製渦巻型ラインポン プ 20Φ×20L/min×1 2m	1	屋外機置場
電気温水器	東陶機器(株)	REW06A1E	床置型貯湯式 貯湯量6L	1	1階監視兼医務 室
電気温水器	東陶機器(株)	REK12A1D	床置型貯湯式 貯湯量12 L	2	1階事務室 2階クラブハウ ス
屋内消火栓ボック ス	(株)横井製作所		易操作性1号屋内消火栓 消火器併設・埋込型	2	1階廊下 2階クラブハウ ス
屋内消火栓ボック ス	(株)横井製作所		易操作性1号屋内消火栓 消火器併設・露出型	1	2階空調機械室
屋内消火栓ボック ス	(株)横井製作所		易操作性1号屋内消火栓 消火器併設・露出型(SUS 製)	1	屋外
強制シャワー	(株)カタリナ		プール強制ランスルーシャ ワー	1	プール入口

3 保守点検内容

(1) 定期清掃

範囲	検査内容	点検頻度
貯湯槽	槽内部・槽壁・内造物の汚れ確認	1回/年

(2) 水槽点検内容

範囲	点検内容
貯湯槽	① 周辺が清潔か、不要物は無いか、溜り水・湧き水は無いか。 ② 点検・清掃・修理等支障の無い空間か。
貯湯槽外観	① 本体に亀裂・漏水等は無いか。 ② 配管等の貫通部、防水密閉構造か。 ③ 点検・清掃・修理に支障の無い構造か。 ④ 電極・揚水管接続部の固定及び防水密閉されているか。 ⑤ 水槽及びマンホール上部に不要な物品が置かれてないか。
水槽上部	① 水槽上部・近隣へ水汚染の恐れがある設備危機が設置されていないか。 ② 水槽上部は水溜りが出来ない状態であり、埃その他の衛生上有害物が堆積していないこと。
槽内部状態	① 汚泥、赤錆等の沈殿物、槽壁・内造物の汚れ、塗装の剥離等の確認。 ② 水槽内定期清掃が年1回行われ、書類等明確にされているか。 ③ 水面・水中等に浮遊物が認められないか。 ④ 施設外の配管設備が、取付けられていないか。

	<ul style="list-style-type: none"> ⑤ 外壁塗装等、劣化による光透過状態になっていない事。 ⑥ 受水口・揚水口が隣接していない事。 ⑦ 熱交換器が汚れ確認及び付着物除去
マンホール状態	<ul style="list-style-type: none"> ① 防水密閉型で、衛生上有害物が進入しないもの。 ② 点検者以外、容易に開閉出来ないもの。 ③ マンホール面は槽面より、衛生上有効に立ち上がっているもの。
オーバーフロー管	<ul style="list-style-type: none"> ① 管端部、衛生上有害物が入らない状態か。 ② 防虫網は正常か。 ③ 管端部、排水口流入等は、直接連結されていないか。 ④ 部、排水口間隔は、逆流防止に十分な距離か。 ⑤ 防虫網の網目は、小動物の侵入を防ぐに十分なものか。
通気管	<ul style="list-style-type: none"> ① 管端部、衛生上有害物が入らない状態か。 ② 防虫網は正常か。 ③ 通気管として、十分な有効断面積を有するか。 ④ 管端部、排水口間隔は、逆流防止に十分な距離か。 ⑤ 防虫網の網目は、小動物の侵入を防ぐに十分な網目粗さか。

(3) 給排水用各種ポンプ

区分	範囲	点検内容	点検頻度 (回/年)
ポンプ点検	常用ポンプ (給湯用、排水用)	・ 本体損傷等外観目視点検	2回/年
		・ 電気系統点検	
		・ 計器類 (圧力、温度計点検)	
		・ バルブ類点検	
		・ 軸受け部点検	
		・ 軸封部点検調査	
		・ カップリング点検調査	
		・ 潤滑油の補給	
		・ 排水系統点検	
		・ 運転調整測定	

(4) 強制シャワー

区分	範囲	点検内容	点検頻度 (回/年)
強制シャワー点検	強制シャワーシステム	・ 本体損傷等外観目視点検	2回/年
		・ センサー動作確認	
		・ 高温カット温度確認	
		・ 制御盤押しボタンスイッチ動作確認	
		・ シャワーヘッド・ストレーナー分解清掃	

C 自動ドア保守点検業務

1 業務の内容

施設の自動ドア設備を、常時安全かつ良好な運転状態に維持すること。作業遂行にあたり関係法令・維持基準のあるものについては、それに準じて実施し、また仕様書に示さない事項でも管理安全上必要な作業については、実施するものとする。また、建築基準法第12条に基づく定期検査を実施すること。

なお、自動ドアを利用する通行者の安全性の向上を図るため、全国自動ドア協会制定の「自動ドア安全ガイドライン」に準拠し、これを基本として現場の状況に適した設定・調整を行い、安全性を確保すること。

2 保守対象機種及び設置場所

メーカー	機種	台数	設置場所
ナブコドア(株)	DS-150 N	3	風除室
ナブコドア(株)	DS-75N	3	更衣室入口（男・女・身障者）
ナブコドア(株)	DS-60N	3	シャワー室⇔更衣室（男・女・身障者）
ナブコドア(株)	DS-60N	2	更衣室⇔廊下（男・女）

3 保守点検回数

フルメンテナンス点検 : 4回/年

法定年次点検 : 1回/年

4 保守点検対象

- (1) ドアエンジン駆動部装置
- (2) ドアエンジン懸架装置
- (3) ドアエンジン制御部装置
- (4) 操作スイッチ及び検出スイッチ

5 保守点検項目

- (1) ドアエンジン装置各部の点検及び調整
- (2) ドアエンジン開閉速度、クッション作動の異常の有無の点検及び調整
- (3) ドアエンジン装置の電気回路の異常の有無の点検及び調整
- (4) ドアがサッシに当たっていないか、擦れていないかの点検整備
- (5) 消耗が著しい部品がないかの点検及び取替え
- (6) オイル漏れの有無点検及び調整、オイル等の補充

D 昇降機（エレベーター）保守点検業務

1 業務の内容

点検は建築基準法12条に基づく法定検査に加え、定期点検（1回／3ヶ月）及び遠隔点検（1回／1ヶ月）を実施するものとする。また、保守及び故障等（広域災害は除く）の緊急時でも最短の停止時間で昇降機を復旧するよう措置すること。

安全に作業を実施するため、安全管理体制の構築等に必要な措置を講じること。

【※昇降機仕様】

メーカー	三菱電機株式会社	
機種	P13-C0-60	
積載荷重	900kg（定員13名）	
定格速度	60m/min	
運転操作方式	交流インバータ制御方式	
停止階床	1, 2階（2か所）	
昇降行程	3, 400mm	
かご内法	開口1, 600mm×奥行1, 350mm	
ドア方式	電動式 2枚中央開き	
出入口寸法	間口900mm×高さ2, 100mm	
主ロープ	10Φmm 4本	
電源	動力	AC200V 60Hz
	照明	100V 60Hz
電動機	3.5kw	
<p><備考></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震時管制運転装置（P波） ・床マット ・停電時自動着床装置（MELD） ・磁気式保護マット ・火災時管制運転装置（FER） ・車椅子ボタン（かご、乗場）高さ600 ・車椅子仕様（かご、乗場） ・音声合成オートアナウンス装置 ・視覚障害者対策（発電管、床タイル、到着ゴング、点字） ・フェッシャープレート ・マルチビームドアセンサー 		

2 保守点検内容（本体）

部位・装置		点検
かご周り	かご上	かご上各機器作動状態 かご上各機器劣化・損傷の有無 かご上各安全スイッチ作動状態

	かご戸周り	かごの戸取付状態 かごドアハンガー取付・作動状態 かごドアハンガー劣化・損傷の有無 戸閉連動機構取付・作動状態 戸閉連動機構劣化・損傷の有無 かごドア制御・駆動機器取付・作動状態 かごドア制御・駆動機器劣化・損傷の有無 かごドア関連安全装置取付・作動状態 かごドア関連安全装置劣化・損傷の有無 かご戸と乗場戸連動状態
	かご上ステーション	各安全スイッチ取付・作動状態 ステーション内各機器作動状態 ステーション内各機器劣化・損傷の有無
	着床装置	着床リレー作動状態
	非常止め装置	非常止め装置取付・作動状態 非常止め装置劣化・損傷の有無 非常止め装置スイッチ作動状態
	ガイドシュー (ガイドローラ)	ガイドシュー (ガイドローラ) 取付・作動状態 ガイドシュー (ガイドローラ) 劣化・損傷の有無
	吊り車	綱車劣化・損傷の有無 吊り車回転状態
	給油器	給油器取付・作動状態 給油器劣化・損傷の有無 給油器の油量
	救出口	救出口扉の開閉状態、施錠状態 救出口スイッチの取付・作動状態 救出口スイッチの劣化・損傷の有無
	その他機器	かご室ファン取付・作動状態 移動ケーブル取付状態 かご室組立構成機器取付状態 かご室組立構成機器劣化・損傷の有無
昇降路	昇降路	昇降路周壁劣化・損傷の有無
	制御盤	制御盤固定状態 制御盤扉開閉状態 制御盤本体劣化・損傷の有無 接触器作動状態 各回路絶縁状態 その他機器作動状態 その他機器劣化・損傷の有無

巻上電動機 巻上機	巻上機運転状態 巻上機電動機回転状態 エンコーダ回転状態 電磁ブレーキ作動状態 巻上機綱車劣化・損傷の有無 巻上機周り各機器取付状態 巻上機劣化・油漏れの有無 巻上機電動機絶縁状態
調速機	調速機運転状態 調速機作動速度 調速機回り各スイッチ作動状態 調速機取付状態 各給油部の給油状態
終点スイッチ	終点スイッチ作動状態
ガイドレール	レール劣化・損傷の有無 レール取付状態
つり合いおもり	つり合いおもり劣化・損傷の有無 つり合いおもり組立取付状態 ガイドシュー取付・作動状態 ガイドシュー損傷の有無
吊り車	吊り車劣化・損傷の有無 吊り車回転状態
ロープ	メインロープ劣化・損傷の有無 ガバナロープ劣化・損傷の有無 メインロープソケット劣化・損傷の有無 メインロープ取付状態 ガバナロープ取付状態
着床装置プレート	プレート劣化・損傷の有無 プレート取付状態
移動ケーブル	ケーブル動特性 ケーブル劣化・損傷の有無 ケーブル取付状態
乗場戸まわり	乗場戸自閉機能作動状態 乗場戸取付状態 乗場ドアハンガー取付・作動状態 乗場ドアハンガー劣化・損傷の有無 乗場ドア関連安全装置取付・作動状態 乗場ドア関連安全装置劣化・損傷の有無 乗場戸とかご戸の連動状態
はかり装置	はかり装置取付・作動状態 センサ部劣化・損傷の有無
その他機器	その他昇降路機器取付状態
ピット	ピット ピット周壁の劣化・損傷の有無 ピット漏水の有無、汚損状態

	緩衝器	緩衝器台劣化・損傷の有無 緩衝器取付状態
	張り車	張り車劣化・損傷の有無 張り車取付・回転状態
	冠水検出センサ	センサ作動状態 管制運転動作以上の有無
かご室乗場	かご	かご運転状態 全自動戸開閉状態 停電灯点灯状態 かご内表示器作動状態 かご釦作動状態 かご釦劣化・損傷の有無
	照明・意匠	かご室機器損傷・変形の有無 各名板取付・汚損の有無 かご室照明点灯状態
	かご内操作盤	かご内操作盤各カバー取付状態 かご内操作盤各スイッチ作動状態
	外部連絡装置	外部連絡装置作動状態
	乗場	全自動戸開閉状態 乗場釦作動状態 乗場釦劣化・損傷の有無 乗場表示器作動状態

3 保守点検内容（付加装置）

部位・装置		点検
地震時管制運 転装置 (EER)	全般	管制運転作動状況 気配りアナウンス作動状態
	昇降路内	地震感知器作動状態 地震感知器取付状態
停電時自動着 床装置 (MELD)	全般	自動着床状態 戸開閉状態 気配りアナウンス作動状態 停電灯点灯状態
	制御盤 (MELD盤) かご上ステーション内	接触器取付状態 接触器作動状態 接触器劣化・損傷の有無 各回路絶縁状態 MELD用基板取付状態 MELD用基板劣化・損傷の有無 その他機器取付状態
	バッテリー	作動電圧
火災時管制運 転装置	全般	管制運転作動状態 気配りアナウンス作動状態

(F E R)	制御盤	接触器取付状態 接触器作動状態 接触器劣化・損傷の有無
	乗場	呼び戻し釦取付状態 呼び戻し釦作動状態 呼び戻し劣化・損傷の有無
自家発管制運 転装置 (O E P S)	全般	管制運転作動状態 気配りアナウンス作動状態
	制御盤	接触器取付状態 接触器作動状態 接触器劣化・損傷の有無
マルチビームド アセンサー (M B S)	本体	センサ取付状態 ケーブル配線状態 基板取付・配線状態 作動状態
音声合成アナ ウンス装置 (A A N)	本体	装置本体取付け状態 装置本体劣化・損傷の有無 スピーカー取付状態 作動状態 音声・音量の状態
	専用乗車釦	乗場釦作動状態 乗場釦劣化・損傷の有無
車椅子仕様	専用操作盤釦	操作盤カバー取付状態 かご釦作動状態 かご釦劣化・損傷の有無
	鏡	鏡固定状態 鏡汚れ・損傷状態
	手すり	手すり固定状態 手すり劣化・損傷の有無
	光電式ドアセンサ	光電式ドアセンサ作動状態 光電式ドアセンサ関連機器の取付状態 光電式ドアセンサ関連機器の劣化・損傷の有無

E 消防設備保守点検業務

1 業務の内容

点検は総合点検を年1回、機器点検を年1回実施とし、作業基準は、消防法第17条、第17条3の3および建築基準法第12条第4項に従って行うこととし、常に完全に作動する状態に維持すること。また、薬剤・潤滑油等補充、機器点検整備、消防機関への報告書作成等一切を含むものとする。また本仕様書に示さない事項でも管理安全上必要な作業については実施するものとする。

2 保守点検対象設備

設備名称	仕様	数
受信機	P型1級複合受信機(20回線)	1
発信機	P型用	6
光電式スポット型煙感知器	2種露出型	48
光電式スポット型煙感知器	2種側面点検箱付	1
定温式スポット型熱感知器	特殊防水型	12
定温式スポット型熱感知器	1種防水型	1
差動式スポット型熱感知器	2種	1
表示灯	DC24V	6
光電式スポット型煙感知器	3種露出型	6
防火扉	ラッチ式、制御盤1、防火戸4	4
消火栓始動装置		1
非常電源専用受電設備		1
非常放送増幅器出力	320W	1
非常放送スピーカー	1W	39
非常放送スピーカー	5W	3
非常放送スピーカー	6W	2
非常放送スピーカー	15W	1
非常放送スピーカー	30W	8
リモートマイク	20回線	1
誘導灯		29
非常照明		52
非難梯子		1
屋内消火栓設備	加圧送水装置1、制御盤1、呼水槽1 消火栓4、ポンプ1 65Φ300L/min 3-200V7.5kw	4

3 保守点検内容

次に掲げる点検及びその他消防施設の保守に関するを行うこととし、法令の定めのあるものはそれに従うものとする。

種別	点検内容
(1) 外観機能点検	年1回(9月) 点検設備は、別紙一覧表の通り
(2) 総合点検	年1回(2月) 点検設備は、別紙一覧表の通り ※井上公園水泳場の自動火災報知設備については「火災報知システム点検」を実施すること。なお、作業は社団法人日本火災報知機工業会が発行する「火災報知システム専門技術者」の資格を有する者が実施すること。
(3) 消防機関への報告書作成	年1回
(4) 防火対象物点検	水泳場 2, 888.22㎡

F FM補聴設備保守点検業務

1 業務の内容

FM補聴設備の点検整備を行い、設備機器等の能力維持及び快適な環境維持を図る。作業遂行にあたり関係法令・維持基準のあるものについては、それに従って実施し、また仕様書に示されない事項でも管理安全上必要な作業については、実施するものとする。

2 保守点検対象設備と点検内容

- (1) 年間2回機能点検を行う。(各機器の機能を目視・音出し・清掃等により確認する。)
- (2) 安全性に関わるものの点検については、点検項目にかかわらず行うものとする。
- (3) 修理対応については、別途とする。

名称	点検項目	回数	点検内容
FM補聴設備	非常用オーディオインターファース	1 / 年	動作機能点検
	非常電源ユニット	1 / 年	
	トランスミッターミキサー	2 / 年	
	FM送信機	2 / 年	

G 電子交換設備保守点検業務

1 業務の内容

電子交換設備の点検整備を行い、設備機器等の能力維持及び快適な環境を図る。作業遂行にあたり関係法令・維持基準のあるものについては、それに従って実施し、また仕様書に示されない事項でも管理安全上必要な作業については、実施するものとする。

2 保守点検内容

設備名称	メーカー	数量	設置場所	点検内容
電子交換機	N T T	1 式	1 階医務兼監視室	年間 2 回

(1) 電子交換機 (本体)

点検項目	点検内容
可動状況の確認	目視点検、ランプ表示による動作運用状況確認
各種信号音試験	各種信号音をモニターで確認
内線加入者動作点検	内線の通話状況確認及び転送・保留試験
局線発着信試験	N T T 回線の通話状況確認
架内等清掃点検	

(2) 電子交換機 (屋内)

点検項目	点検内容
配線盤、端子盤点検	M D F、各種端子、接続部の目視点検
屋内配線点検	配線状況の点検
電話機点検	外観の目視点検、動作状況確認

(3) 運用管理

点検項目	点検内容
管理	バックアップファイル作成

H 照明設備保守点検業務

1 業務の内容

照明設備の点検整備を行い、設備機器等の能力維持及び快適な環境維持を図る。作業遂行にあたり関係法令・維持基準のあるものについては、それに従って実施し、また仕様書に示されない事項でも管理安全上必要な作業については、実施するものとする。

2 保守点検内容

点検項目		点検内容		頻度 (回/年)
照明制御盤	制御盤本体	躯体	躯体、内外の清掃 盤内温度の確認	2回/年
		操作パネル	スイッチ部の機能・動作確認 表示部正常動作確認	
		電源	電源電圧の確認	
		保持性能	メモリー用バッテリーの保持定期点検	
分電盤	リレー制御用ターミナルユニット	外観	損傷と動作確認、清掃	
照明灯	プール用	照明灯	不点灯照明灯の交換	2回/年
	非常灯照明	非常灯照明灯	不点灯照明灯の確認と不点灯管交換	

3 保守点検対象機器

項目	仕様	数量	備考
分電盤 (1 L - 1) ※1階事務室設置	<リレー制御用ターミナル・ユニット> ・フルパワー (4回路用) : 7個・リモコンリレー : 28個 ・リモコンSWリスト : 2 L × 1個、1 2 L × 1個、2 4 L × 1個 ・熱線センサ : 親機 (6個)、子機 (13個)	1	
分電盤 (2 L - 1) ※2階クラブハウス設置	<リレー制御用ターミナル・ユニット> ・フルパワー (4回路用) : 2個・リモコンリレー : 5個 ・熱線センサ : 親機 (3個)、子機 (6個)	1	
分電盤 (L - 1) ※屋外設置	タイマー : 7個	1	
分電盤 (A L P - 1) ※機械室設置	2系統 (商用、蓄熱系統)	1	
分電盤 (A L P - 2) ※濾過機械室設置	2系統 (商用、蓄熱系統)	1	
分電盤 (1 P - 1) ※1階事務室設置		1	
分電盤 (2 P - 1)		1	

※ 2 階空調機械室設置			
分電盤 (2 P - 2) ※ 2 階空調機械室外部設置		1	
分電盤 (2 P - 3) ※ 2 階空調機械室外部設置		1	
プール用照明器具	・ M F 4 0 0 W × 1 灯 (安定器別置)	1 6	
	・ C D M - T D 1 5 0 W × 1 灯 (安定器内臓)	1 0	
非常照明器具	・ F C L 2 0 W × 1 灯 (電池内臓)	4	
	・ J D 3 0 W × 1 灯 (電池内臓)	3	
	・ J D 1 3 W × 1 灯 (電池内臓)	3 4	
	・ F H F 3 2 W × 1 灯兼用型 (電池内臓)	9	
	・ F H F 3 2 W × 2 灯兼用型 (電池内臓)	1 4	
	<非常照明器具設置数> 1 階 : 4 3 灯具 2 階 : 2 1 灯具		

I 監視カメラ設備保守点検業務

1 業務内容

施設を監視するカメラ設備を良好な状態に保ち、施設内の事故、トラブル等に対し、迅速な対応を図る。

2 保守点検対象機器

点検対象				点検内容
監視モニター架	I T V 架			動作確認、概観点検・清掃
	17型LCDモニター	23型モニター	1	
	ハードディスクレコーダー		1	
	カメラコントロールユニット		1	
	デンゲンユニット	AC24V	1	
	主電源ユニット	非常時遮断回路付	1	
カメラ	屋内カラービデオカメラ		2	

3 点検回数及び点検内容

① 点検回数は、年2回とする。

② 点検内容

機能確認、電圧測定、ハード目視確認、コントローラー点検、外観機能点検（外観、配線、接続状態）、清掃（カメラのゴミ、ホコリ除去）

作業終了後には動作確認試験をし、正常に機能するか確認すること。

※ 安全性に関わるものの点検については、点検項目にかかわらず行うものとする。

※ 修理対応については、別途とする。

J ろ過設備保守点検業務

1 業務の内容

施設のプールろ過設備を、常時安全かつ良好な運転状態に維持すること。また、薬剤・潤滑油等補充、機器点検整備、保健機関への報告書作成等一切を含むものとする。また本仕様書に示さない事項でも管理安全上必要な作業については実施するものとする。ろ過設備・空調熱源機器、プール使用状況、プール水質、プール室温湿度と本建物は密接に関わるため全体バランスを考慮した管理を行うこと。

2 保守点検機器一覧

機器名	メーカー	形式	機器仕様	数量	設置場所等
(遊泳用プール)					
全自動砂層ろ過装置	日本フィルコン(株)	P-040S A-13R1 1R	ろ過能力39m ³ /h	1	ろ過機械室
ろ過ポンプ	(株)川本製作所	GEN80× 656M-2 M5.5	片吸込渦巻型ポンプ80Φ × 650L/min×2.8m	1	ろ過機械室
(オーバーフロー回収用)					
全自動砂層ろ過装置	日本フィルコン(株)	P-090S A-20R1 1R	ろ過能力91m ³ /h	1	ろ過機械室
ろ過ポンプ	(株)川本製作所	GES-80 6M-4MN 11	型吸込渦巻型ポンプ80Φ × 1517L/min×2.8.5m	1	ろ過機械室
薬注機	(株)タクミナ	PDZ-31 -VEC-H WJ	電磁式ダイヤフラム定量ポンプ 30mL/min×1.0 Mpa 薬液タンク 50 L (PE製)	2	ろ過機械室
熱交換器	(株)ベルテクノ		プレート型(SUS316) 391.5w	1	ろ過機械室
熱交換器	(株)ベルテクノ		シェル&チューブ型(SUS304、SUS316) 151.2kw	1	ろ過機械室
水質モニター	日本フィルコン(株)	OK-II P	測定項目：残留塩素：0～ 0.2mg/L、Ph：5 ～9、水温：0～35℃、 導電率：0～1,000μ S/cm	1	ろ過機械室

オーバーフロー水槽	(株)ブリジストン		F R P 製パネル水槽、有効容量 2 1 m ³ 3 0 0 0 × 4 0 0 0 × 2 5 0 0 H	1	ろ過機械室
積算流量計	東京計装(株)	E G C 0 1 0	電磁式積算流量計 1 2 5 A	1	ろ過機械室
積算流量計	東京計装(株)	E G C 0 1 0	電磁式積算流量計 1 0 0 A	1	ろ過機械室
(歩行用プール)					
全自動砂層ろ過装置	日本フィルコン(株)	P - 0 6 0 S A - 1 5 R 1 1 R	ろ過能力 5 0 m ³ /h	1	ろ過機械室
ろ過ポンプ	(株)川本製作所	G E N - 8 0 × 6 5 6 M - 2 M 5 . 5	片吸込渦巻型ポンプ 8 0 Φ × 8 3 4 L / m i n × 2 5 m	1	ろ過機械室
薬注機	(株)タクミナ	P Z D - 3 1 - V E C - H W J	電磁式ダイヤフラム定量ポンプ 3 0 m L / m i n × 1 . 0 M p a 薬液タンク 5 0 L (P E 製)	1	ろ過機械室
熱交換器	(株)ベルテクノ		シェル&チューブ型 (S U S 3 0 4、S U S 3 1 6) 1 3 8 k w	1	ろ過機械室
熱交換器	(株)ベルテクノ		シェル&チューブ型 (S U S 3 0 4、S U S 3 1 6) 5 8 . 1 k w	1	ろ過機械室
水質モニター	日本フィルコン(株)	O K - I I P	測定項目：残留塩素：0～ 2 . 0 m g / L、P h：5 ～9、水温：0～3 5℃、 導電率：0～1, 0 0 0 μ S / c m	1	ろ過機械室
バランシングタンク	(株)ブリジストン		F R P 製パネル水槽 1 0 0 0 × 1 0 0 0 × 1 0 0 0 H 架台 1 3 3 0 H	1	ろ過機械室
算流量計	東京計装(株)	E G C 0 1 0	電磁式積算流量計 1 2 5 A	1	ろ過機械室
(幼児用プール)					
全自動砂層ろ過装置	日本フィルコン(株)	P - 0 3 0 S A - 1 2 R 1 1 R	ろ過能力 3 2 m ³ /h	1	ろ過機械室
ろ過ポンプ	(株)川本製作所	G E N - 6 5 × 5 0 6 M - 2 M 3 . 7	片吸込渦巻型ポンプ 6 5 Φ × 5 3 4 L / m i n × 2 5 m	1	ろ過機械室
薬注機	(株)タクミナ	P Z D - 3 1 - V E C - H	電磁式ダイヤフラム定量ポンプ	1	ろ過機械室

		W J	30mL/min×1.0 Mpa 薬液タンク 50 L (PE製)		
熱交換器	(株)ベルテクノ		シェル&チューブ型 (SUS304、SUS3 16) 41.7kw	1	ろ過機械室
水質モニター	日本フィルコ ン(株)	OK-IP	測定項目：残留塩素：0～ 2.0mg/L、Ph：5 ～9、水温：0～35℃、 導電率：0～1,000μ S/cm	1	ろ過機械室
バランシング グタンク	(株)ブリジストン		FRP製パネル水槽100 0×1000×1000H 架台1330H	1	ろ過機械室
積算流量計	東京計装(株)	EGC010	電磁式積算流量計80A	1	ろ過機械室
(温浴プール)					
全自動砂層 ろ過装置	日本フィルコ ン(株)	P-020S A-10R1 1R	ろ過能力20m ³ /h	1	ろ過機械室
ろ過ポンプ	(株)川本製作所	GEN-65 × 506M-2 M3.7	型吸込渦巻型ポンプ 65Φ×334L/min ×28m	1	ろ過機械室
薬注機	(株)タクミナ	PZD-31 -VEC-H WJ	電磁式ダイヤフラム定量ポ ンプ 30mL/min×1.0 Mpa 薬液タンク 50 L (PE製)	1	ろ過機械室
熱交換器	(株)ベルテクノ		シェル&チューブ型 (SUS304、SUS3 16) 164kw	1	ろ過機械室
水質モニター	日本フィルコ ン(株)	OK-IP	測定項目：残留塩素：0～ 0.2mg/L、Ph：5 ～9、水温：0～35℃、 導電率：0～1,000μ S/cm	1	ろ過機械室
バランシング グタンク	(株)ブリジストン		FRP製パネル水槽 10 00×1000×1000 H架台1330H	1	ろ過機械室
積算流量計	東京計装(株)	EGC010	電磁式積算流量計65A	1	ろ過機械室
コンプレッ サー	(株)日立産機シ ステム	0.2LP- 7T	オイルフリーベビコン 19L/min×0.69 Mpaオートドレン付	1	ろ過機械室
ジェットポ	(株)川本製作所	GEN-80	片吸込渦巻型ポンプ	1	ろ過機械室

ンプ		× 656M-2 M7.5	80Φ×900L/min ×30m		
バイブレーション	(株)アンレット	BE-50E	ルーツ式 1400L/min ×20kPa	1	ろ過機械室
ろ過制御盤	日本フィルコン(株)		屋内自立型 外部一括警報 端子付	1	ろ過機械室
混合酸化剤 生成殺菌装 置	(株)エヌ・エ ス・パイ	NSP・MI OX (NM-25 1)	電解方式 無隔膜電極 有効塩素発生量 11.4kg/日	1	ろ過機械室
			供給水 20L/min、 0.3Mpa、4.5℃~ 24℃		
			注入ポンプ 1.5L/min ×0.5Mpa×1台、 360L/min×1.0 Mpa×3台		
			塩水タンク：757L、溶 液タンク：757L		
			制御盤：屋内自立盤		

3 保守点検内容

(1) 定期清掃

範囲	検査内容	点検頻度
オーバーフロー水槽 バルancing水槽	槽内部・槽壁・内造物の汚れ確認	1回/年 プール清掃時に合わせて行う

(2) 水槽点検

点検箇所	点検内容
プール用水槽	①周辺が清潔か、不要物は無いか、溜り水・湧き水は無いか。 ②点検・清掃・修理等支障の無い空間か。
プール用水槽外観	① 本体に亀裂・漏水等は無いか。 ② 配管等の貫通部、防水密閉構造か。 ③ 点検・清掃・修理に支障の無い構造か。 ④ 電極・揚水管接続部の固定及び防水密閉されているか。 ⑤ 水槽及びマンホール上部に不要な物品が置かれてないか。
プール用水槽上部	① 水槽上部・近隣へ水汚染の恐れがある設備危機が設置されていないか。 ② 水槽上部は水溜りが出来ない状態であり、埃その他の衛生上有害物が堆積していないこと。
プール用水槽内部状態	① 汚泥、赤錆等の沈殿物、槽壁・内造物の汚れ、塗装の剥離等の確認。 ② 水槽内定期清掃が年1回行われ、書類等明確にされているか。 ③ 水面・水中等に浮遊物が認めれないか。 ④ 施設外の配管設備が、取付けれていないか。 ⑤ 外壁塗装等、劣化による光透過状態になっていない事。

	⑥ 受水口・揚水口が隣接していない事。 ⑦ 熱交換器が汚れ確認及び付着物除去
マンホール状態	① 防水密閉型で、衛生上有害物が侵入しないもの。 ② 点検者以外、容易に開閉出来ないもの。 ③ マンホール面は槽面より、衛生上有効に立ち上がっているもの。
オーバーフロー管	① 管端部、衛生上有害物が入らない常態か。 ② 防虫網は正常か。 ③ 管端部、排水口流入等は、直接連結されていないか。 ④ 部、排水口間隔は、逆流防止に十分な距離か。 ⑤ 防虫網の網目は、小動物の侵入を防ぐに十分なものか。
通気管	① 管端部、衛生上有害物が入らない常態か。 ② 防虫網は正常か。 ③ 通気管として、十分な有効断面積を有するか。 ④ 管端部、排水口間隔は、逆流防止に十分な距離か。 ⑤ 防虫網の網目は、小動物の侵入を防ぐに十分な網目粗さか。

(3) ろ過装置保全

①ろ過器装置廻り

区分	範囲	点検内容	点検頻度 (回/年)
ろ過タンク	2.5m遊泳プール (2基)	・本体損傷等外観目視点検清掃	4回/年
		・操作弁(手動弁、自動弁)点検及び動作確認	
	歩行プール (1基)	・計器類(圧力、温度計点検)	
		・バルブ類点検及び動作確認	
	幼児用プール (1基)	・マンホールパッキン状態確認	
		・ろ材状態及び補充	
	マッサージプール (1基)	・ヘアキャッチャー清掃・パッキン清掃	
		・潤滑油の補給	
	・排水系統点検		
	・運転調整測定		

②ろ過器用ポンプ

区分	範囲	点検内容	点検頻度 (回/年)
ポンプ点検	2.5m遊泳プール (2台)	・本体損傷等外観目視点検	4回/年
		・電気系統点検	
	歩行プール (1台)	・計器類(圧力、温度計点検)	
		・バルブ類点検	
	幼児用プール (1台)	・軸受け部点検	
		・軸封部点検調整	
	マッサージプール (1台)	・カップリング点検調整	
		・潤滑油の補給	
	・排水系統点検		
	・運転調整測定		

③薬注装置

区分	範囲	点検内容	点検頻度 (回/年)
薬注装置	2.5m遊泳プール (2台)	・本体損傷等外観目視点検	4回/年
		・電気系統点検	
	歩行プール (1台)	・計器類 (圧力、温度計点検)	
		・バルブ類点検	
	幼児用プール (1台)	・軸受け部点検	
		・吸入及び吐出ホース・フィルター点検清掃	
	マッサージプール (1台)	・薬注タンク点検清掃、薬液補充	
		・運転調整測定	
マッサージプール (1台)	・サイホン阻止弁点検清掃		
	・運転調整測定		

④熱交換器

区分	範囲	点検内容	点検頻度 (回/年)
熱交換器 点検	2.5m遊泳プール (2台)	・本体損傷等外観目視点検	4回/年
		・温度計測及び調整	
	歩行プール (2台)	・計器類 (圧力、温度計点検)	
		・バルブ類点検	
	幼児用プール (1台)	・運転調整測定	
		マッサージプール (1台)	

⑤水質モニター

区分	範囲	点検内容	点検頻度 (回/年)
水質 モニター 点検	2.5m遊泳プール (1台)	・本体損傷等外観目視点検	4回/年
		・温度計測及び調整	
	歩行プール (1台)	・計器類 (圧力、温度計点検)	
		・バルブ類点検	
	幼児用プール (1台)	・水質モニター公正 残留塩素測定、pH測定、導電率測定	
		・センサー分解清掃	
	マッサージプール (1台)	・タイミングタイマー点検調整	
		・逆電解タイマー点検調整	
マッサージプール (1台)	・自動タイマー点検調整		

⑥積算流量計

区分	範囲	点検内容	点検頻度 (回/年)
積算	2.5m遊泳プー	・本体損傷等外観目視点検	4回/年

流量計 点検	ル (2台)	・検出器絶縁・導通確認公正	
	歩行プール(2 台)	・変換器ゼロ点検調整・出力チェック・設定デ ータ公正	
	幼児用プール(1 台) マッサージプー ル(1台)	・運転調整測定	

⑦バイブラブローアー

区分	範囲	点検内容	点検頻度(回/ 年)
ブローポン プ点検	マッサージプ ール (1台)	・本体損傷等外観目視点検	4回/年
		・電気系統点検	
		・計器類(圧力点検)	
		・バルブ類点検	
		・軸受け部点検	
		・Vベルト点検調整	
		・潤滑油の補給・ギアオイル交換	
		・排水系統点検	
・運転調整測定			

⑧コンプレッサー

区分	範囲	点検内容	点検頻度(回/ 年)
コンプレ ッサー 点検	ろ過器自動 バルブ操作用 (1台)	・本体損傷等外観目視点検	4回/年
		・電気系統点検	
		・計器類(圧力点検)	
		・バルブ類点検	
		・軸受け部点検	
		・空気弁の漏れ確認	
		・フィルターの目詰まり	
		・排水系統点検	
・運転調整測定			

(4) 混合酸化剤精製装置

本建物のプールにしようしている混合酸化剤の生成装置であるM I O Xは、米国内で取得した多数の特許、及び国際的に許可された多くの特許により保護された技術であるため、メンテナンスに関しては、日本販売代理店である株式会社エヌ・エス・ピーとフルメンテナンス契約を行うこと。

【混合酸化剤精製装置】

区分	範囲	点検内容	点検頻度 (回/年)
混合酸化剤 精製装置	システム全体の 範囲	・本体損傷等外観目視点検及び清掃	4回/年
		・オリフィスの点検、汚れ、つまりの確認及び清掃	

保守点検	(部品代金含む)	・制御盤内・セル・塩水ポンプ・その他継ぎ手類増 締め
		・電極ブスバー温度・緩み・腐食変色
		・オキシダントホースの変色
		・ケーブル及び端子状況点検
		・各部水漏れ
		・塩水タンク汚れ清掃及び状態確認
		・ベルフロートの動作確認
		・電極入り口流量確認調整
		・塩水ポンプの圧力計測調整
		・塩水チュービングポンプ点検
		・塩水ポンプO/H (2回/年)
		・電極の特殊酸洗浄
		・給水・塩水フィルター交換
		・電源ボックス点検
		・残留塩素計との調整
		・加圧ポンプ点検
		・ヒーター動作確認
		・オキシダントタンク内洗浄
		・圧力スイッチ・流量スイッチ動作確認
		・装置内換気ファン点検・サーモ設定確認
		・レベルスイッチ点検・動作確認
		・水素換気状態確認
		・注入ポンプダイヤフラム・潤滑オイル点検
		・チューブフィッティングのO-リング点検
		・軟水性能チェック
		・軟水器リーク点検
		・消耗継ぎ手の点検と交換(随時)
・主要電源ヶ所の増締め		
・シーケンス動作確認		
・HGWS総合点検		

K 入退場システム保守点検業務

1 業務内容

井上公園水泳場利用にあたり利用者数及び利用料金・利用状況の管理を機器を用いて円滑に行えるよう保守点検を行うこと

2 保守対象機器及び設置場所

対象機器	機種	台数	設置場所	備考
自動券売機	B T - K 5 0 0 F	1 式	1 F エントランス	
利用精算機	B T - K 5 0 0 F	1 式	1 F 廊下	
窓口発券機	M T - S 3 6 0	1 式	1 F 受付	・カードリーダライタ ・操作制御部 ・レシートプリンタ ・カスタムディスプレイ ・ドロア
ネットワーク サーバ		1 式	1 F 監視兼医務室	・P C ・レーザープリンタ ・U P S ・液晶ディスプレイ ・ハブ
入退場ゲート	T G - 8 0 0 0	2 台	1 F 廊下・2 F 廊下	

3 保守点検回数

年間 3 回

4 点検項目内容

1) 全体

- ① 装置内外部の清掃
- ② ケーブルの抜け、抜け掛かり破損等の点検
- ③ 装置内外部、破損等の点検
- ④ ドアの開閉動作確認
- ⑤ アクリルパネル内側の清掃

2) 電源部

- ① 漏電ブレーカー動作確認
- ② 電源部の電源電圧の確認・調整
- ③ ヒューズ確認

3) 釣銭部

- ① ホッパー内部清掃
- ② 硬貨出口清掃
- ③ モーターブラシ清掃
- ④ ベルト清掃
- ⑤ ベルト張り・劣化・破損確認

- ⑥ コインセレクター内部清掃
- 4) 紙幣識別機
 - ① 識別部、磁気、光センサー部清掃
 - ② カウントセンサー清掃
 - ③ ゴムローラー、ベルト清掃
- 5) 発券部
 - ① ローラーの清掃
 - ② 光センサー（抜き取り感知、ニアエンド）の清掃
 - ③ 繰り出しローラー清掃、調整
 - ④ 2枚検知の確認
- 6) 駆動部
 - ① 駆動部位置調整
 - ② タッチパネル調
- 7) 情報部制御部表示部
 - ① DC電源電圧の確認+5V、+12V
 - ② ユニットのゴミ・埃の除去
 - ③ タッチパネル動作チェック・ゴミ、埃の除去
- 8) 装置内部（外部）ゴミ・埃の除去清掃

L 清掃業務

1 床面積・材質

施設内の床面積・材質等は下記表の通りとする。

階	場 所	素材名	面積 (㎡)
1 階	風除室	セラミックタイル	26.60
1 階	強制シャワー・足洗い	磁器質タイル	8.40
1 階	シャワー室 (女)	磁器質タイル	4.47
1 階	シャワー室 (HC)	磁器質タイル	3.81
1 階	シャワー室 (男)	磁器質タイル	4.24
1 階	プールWC (HC)	磁器質タイル	4.41
1 階	プールWC (女)	磁器質タイル	12.20
1 階	プールWC (男)	磁器質タイル	12.86
1 階	更衣室 (女)	磁器質タイル	48.38
1 階	更衣室 (HC)	磁器質タイル	18.04
1 階	更衣室 (男)	磁器質タイル	49.17
1 階	監視兼医務室	塩ビシート	18.80
1 階	更衣ロッカー (1)	塩ビシート	4.01
1 階	更衣ロッカー (2)	塩ビシート	4.39
1 階	下足コーナー	塩ビシート	8.70
1 階	HCトイレ	セラミックタイル	6.44
1 階	男子トイレ	セラミックタイル	8.83
1 階	女子トイレ	セラミックタイル	8.30
1 階	観覧スペース	セラミックタイル	15.44
1 階	事務室	塩ビシート	20.12
1 階	エントランスホール	セラミックタイル	111.56
1 階	空調機械・ろ過機室	塗床	158.67
1 階	機械置場	塗床	19.07
1 階	倉庫 1	塩ビシート	30.31
1 階	倉庫 2	塩ビシート	21.29
1 階	倉庫 3	塩ビシート	6.96
1 階	入退場ゲート～廊下 1	塩ビシート	45.96
1 階	受付カウンター	セラミックタイル	4.88
1 階	プールサイド	プール用タイル	347.27
1 階	水切コーナー～プール通路	セラミックタイル	47.06
2 階	2 FWC (男)	塩ビシート	8.95
2 階	2 Fロッカー (男)	塩ビシート	8.04
2 階	2 Fシャワー (男)	磁器質タイル	4.55
2 階	2 FWC (HC)	塩ビシート	5.17
2 階	2 F下足コーナー	カバ桜フローリング	3.99
2 階	2 Fロッカー前通路	カバ桜フローリング	11.02
2 階	クラブハウス	ヒノキ間伐材フローリング	51.25
2 階	トレーニングルーム	カバ桜フローリング	152.63

2階	2 FWC (女)	塩ビシート	9. 2 0
2階	2 Fシャワー (女)	磁器質タイル	4. 1 4
2階	2 Fロッカー (女)	塩ビシート	1 0. 9 5
2階	空調機械室	塗床	1 1 8. 7 1
2階	器具庫 1	カバ桜フローリング	7. 3 9
2階	器具庫 2	カバ桜フローリング	7. 5 4
2階	倉庫 4	塩ビシート	4. 1 2
2階	スタジオ	カバ桜フローリング	1 1 3. 6 4
2階	入退場ゲート～廊下 2	カバ桜フローリング	1 4. 3 5
2階	通路～談話スペース	セラミックタイル	2 9. 8 4
共通	A 階段	セラミックタイル	5. 7 3
共通	B 階段	モルタル	1 4. 7 0
共通	C 階段	モルタル	8. 7 5
屋外	屋外機械置場	コンクリート	2 2 9. 0 0
屋外	風除室前雨よけスペース	コンクリート	2 2 5. 0 0

2 定期清掃

定期清掃については、月に1回は定期清掃をすることとする。尚、事前に作業計画書を甲に提出し承認を得ることとする。

3 その他

施設全体の美観及び衛生的な環境を維持できる内容及び頻度とする。

M 警備業務

1 業務内容

- (1) 火災、盗難及び不良行為の拡大防止に関すること
- (2) 事故発生時における秩序維持に関すること
- (3) 事故確知時における関係先への通報、連絡に関すること
- (4) その他警備に付随する事項

2 警備方法

防犯・火災についての異常を自動通報し、非常事態時の通報装置を備えた機械警備システムとする。

- (1) 立体感知機能を有する機器による機械警備とする。
《警戒エリア》諸室及び出入口付近
1階：①風除室 ②観覧スペース ③エントランスホール ④事務室
⑤外部に面する出入口
2階：⑥クラブハウス ⑦1階エリアへの通用階段付近
- (2) 機械警備に使用する機器及び設置位置は、別紙図面とする。変更する際は市の承諾を得るものとする。
- (3) 異常がある場合は、受託者に警備信号を発信し、警備員が緊急出向し、安全措置を講じること。
- (4) 明らかに受託者の責に帰すべき事由により正常な機械警備ができない場合は、常駐警備方法により本仕様書と同等の警備を実施すること。
- (5) 使用する通信回線は、機械警備に支障をきたさない通信回線を使用すること。
- (6) 機械警備を実施する時間は、施設職員退館時（警備開始時）から入館時（警備解除時）までとする。ただし、火災は24時間実施すること。
- (7) 機械警備の解除・開始は、個別識別できるICタグ又はICカードで行うものとする。本数（枚数）については、市、委託者（指定管理者）及び受託者で協議のうえ決定するものとする。

3 損害賠償

警備実施中に明らかに受託者の責に帰すべき事由により、市又は指定管理者に損害を与えた場合、1事故につき、対人賠償、対物賠償併せて10億円を限度として損害を賠償すること。

4 その他

- (1) 実施状況の報告は、警備実施状況報告書として提出し、事故等が発生した場合は、事故等発生報告書を速やかに提出すること。
- (2) 本仕様書に定めのない事項については、受託者は市及び委託者と協議のうえ業務を遂行すること。

N 自家用電気工作物保安管理業務

1 業務の内容

- ① 指定管理者は、当該自家用電気工作物の維持・管理の主体となり、「みなし設置者」として電気事業法第39条第1項の義務を果たすこと。（ここでいう「みなし設置者」とは、平成25年1月28日 20130107商局第2号「主任技術者制度の解釈及び運用（内規）」によるものとする。）
- ② 電気事業法に基づく自家用電気工作物の保安業務については、本業務に含むものとし、指定管理者は、電気事業法第43条第1項の規定に基づく主任技術者の選任を行い、その業務に係るすべての手続きを行うこと。
- ③ 保安管理業務を第三者へ委託する場合は、指定管理者は「みなし設置者」として保安管理業務の仕様書、契約書の作成、受託業者の選定、契約手続等の一連の手続を行うこと。

2 対象設備

設備容量	受電電圧	非常用予備発電装置	太陽光発電
1,000kVA	6,600V	-	10kw

3 点検・測定及び試験基準

※年次点検Aは無停電で行う点検、年次点検Bは停電で行う点検をいう。なお、年次点検Aを実施する場合は、3年に1回は年次点検Bを実施するものとする。

電気工作物		点検・測定及び試験項目	月次点検	年次点検	
				A	B
受電設備	引込線 電線及び支持物	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定			○
		放電雑音チェック		○	
	遮断器 開閉器	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定			○
		継電器の動作試験		○	○
		継電器との結合動作試験			○
		トリップ回路の導通試験		○	
		絶縁油酸価度試験			○
		絶縁油破壊電圧試験			○
		内部点検			○
		放電雑音チェック		○	
	温度チェック		○		
	母線、計器用変成器、断路器、避雷器、電力用コンデンサ、その他機器	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定			○
		放電雑音チェック		○	
		温度チェック		○	
	変圧器	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定			○

		絶縁油透明度チェック			○
		絶縁油酸価度試験			○
		絶縁油破壊電圧試験			○
		内部点検			○
		放電雑音チェック		○	
		温度チェック		○	
	配電盤及び制御回路	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定			○
		継電器の動作試験			○
		継電器との結合動作試験			○
		放電雑音チェック		○	
		温度チェック		○	
	接地装置	外観点検	○	○	○
		接地抵抗測定		○	○
	蓄電池	外観点検	○	○	○
		比重測定	1回/年	○	○
液温度測定		1回/年	○	○	
電圧測定		1回/年	○	○	
電気使用場所の設備	電動機、電熱器、電器溶接機、その他の電気機器類、照明装置、配線及び配線器具、接地装置、配電線路の電線及び支持物	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定			○
		接地抵抗測定		○	○
		温度チェック		○	
		漏洩電流測定	○	○	
		絶縁監視装置	○	○	○
非常用予備発電装置	ガスタービン及び附属装置、内燃機関及び附属装置	外観点検	○	○	○
		起動試験	○	○	○
	発電機及び励磁装置、接地装置	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		○	○
		接地抵抗測定		○	○
	遮断器・開閉器、その他の電気機器	受電設備と同じ			
発電所	ガスタービン及び附属装置、内燃機関及び附属装置	外観点検	○	○	○
		起動試験	○	○	○
	発電機及び励磁装置、太陽電池及び附属装置、燃料電池及び附属装置、接地装置	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		○	○
		接地抵抗測定		○	○
	遮断器・開閉器、その他の電気機器	受電設備と同じ			

4. 特記事項

- ・市は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用の保安を確保するに当たり、指定管理者が選任する電気主任技術者の意見を尊重する。
- ・市及び指定管理者は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者に、電気主任技術者が、その保安のためにする指示及び意見に従うように確約させる。
- ・市及び指定管理者は、電気主任技術者として選任する者に、当該自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安管理業務を、誠実に行うことを確約させる。

0 一般廃棄物等収集運搬業務

1 委託の範囲

- (1) 委託者を甲とし、処理業者を乙とする。
- (2) 本委託業務は、井上公園水泳場から排出される一般廃棄物及び紙資源（以下「一般廃棄物等」という。）の収集運搬業務を行う。

2 法の遵守

収集運搬業者は業務を行うにあたって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令を遵守するものとする。

3 委託する一般廃棄物等の種類、回数

甲が乙に委託する一般廃棄物等の種類及び回数は、それぞれ次のとおりとする。

種 類		具体例	回数
一般廃棄物	燃やすごみ	生ごみ、木くずなどの資源化できないもの、ラミネート加工紙、ワックス加工紙、油紙、写真、感熱紙、裏カーボン紙、ノーカーボン紙、粘着テープ、名刺サイズ未満の紙など	52回 (毎週1回)
	OA紙(小) 【名刺サイズ未満】	シュレッダーにかけた上記OA紙、コンピュータ連続用紙のキリトリみみ	
	雑紙(小) 【名刺サイズ未満】	シュレッダーにかけた上記雑紙、付箋、インデックスなど	
紙資源	OA紙 【名刺サイズ以上】	コピー用紙、罫紙、白色上質紙、コンピュータ連続用紙、以上を利用したメモ用紙	毎月1回 (年12回)
	新聞	新聞	
	雑誌	雑誌、書籍、ノート、カタログ、パンフレット、報告書など	
	ダンボール	ダンボール、コピー紙の包装紙	
	雑紙 【名刺サイズ以上】	ポスター、チラシ、色上質紙、厚紙、封筒、菓子箱、ティッシュ箱、包装紙、カレンダー、ファイル表紙、カラープリンター紙、紙袋、名刺、シール、のり付き紙、〇〇たより	

4 一般廃棄物等の保管

- (1) 乙は、井上公園水泳場から排出される一般廃棄物等を保管するダストコンテナを設置するものとし、設置場所は甲乙協議の上決定する。
- (2) コンテナの数量及び仕様は次のとおりとし、その維持管理は甲の責任において行う。

数 量	仕 様
1 台	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄製またはFRP製で蓋付きの製品とし、容量は1 m³程度とする。 ・外部から荒らされたり、外部へ汚水等の流出や悪臭が出ない構造の製品とする。 ・キャスター付きの製品とし。移動が容易にできること。

5 業務実施上の留意事項

- (1) 乙は、次に掲げる事項に留意して業務を実施するものとする。
- (2) 本業務を行う者は、一般廃棄物収集運搬業の許可を持つ者とする。
- (3) リサイクルを促進しごみの減量に努めるとともに、環境衛生上良好な状態に維持すること。
- (4) 一般廃棄物については適正に処分する施設へ搬入し、また、資源については適正にリサイクルする施設（古紙回収業者など）へ搬入すること。
- (5) 収集日程は甲乙協議の上決定することとし、契約締結後、1週間以内に甲に文書にて報告すること。ただし、月曜日及び12月29日から1月4日までの間については行わないものとする。
- (6) 業務時間は原則として午前9時から午後5時まで間で実施することとし、利用者に危険がおよぶ恐れのある時間帯を避けること。
- (7) 予定日に必ず回収すること。やむを得ず日程を変更する場合は、事前に甲の了解を得ること。
- (8) 業務の実施にあたり発生する機械音や臭い等を極力抑えるよう努めるとともに、業務終了後、周囲を清掃し美観の維持に努めること。
- (9) 使用する車両には会社名を明記し、業務に適した車両であること。
- (10) 乙が使用する水道料金は甲の負担とするが、必要以上には使用しないこと。

6 許可証の提出

乙は、本業務が乙の事業範囲であることを証するものとして、許可証の写しを甲に提出しなければならない。ただし、契約期間内に当該許可証が変更された場合にあっては、乙は直ちに変更後の許可証の写しを甲に提出しなければならない。

7 作業報告

- (1) 一般廃棄物と資源の収集を同時に実施した場合の報告回数は各1回と数える。
- (2) 乙は業務中に支障を生じた場合は、業務を一時中断し速やかに甲に報告し、甲乙協議の上業務を再開すること。

8 災害の補償

- (1) 業務の実施に当たり、乙の従業員等に災害その他事故が発生しても、甲はその責めを負わないものとする。
- (2) 指定場所、その他一般の構築物等を破損した場合は、乙の責任においてその原状復帰をしなければならない。

9 機密保持

甲及び乙は、本契約に関連して、業務上知りえた相手方の機密を第三者に漏洩してはならない。なお、公表する必要がある場合は、相手方の文書による許諾を必要とするものとする。

10 その他

この仕様書に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

P 産業廃棄物収集運搬業務

1 委託の範囲

- (1) 委託者を甲とし、処理業者を乙とする。
- (2) 乙は、甲の事業所に発生する産業廃棄物の収集運搬業務及び処理業務を行う。
- (3) 委託期間は、4月1日から3月31日までとする。
- (4) 本契約を締結するにあたっては、乙の産業廃棄物収集運搬業（あれば同処分業）の許可証の写しを添付するとともに、その事業範囲を契約書に記載するものとする。ただし、契約期間内に事業範囲が変更された場合にあっては、乙は直ちに変更後の許可証の写しを甲に提出しなければならない。
- (5) 産業廃棄物の処理にあたっては、別で提供する「産業廃棄物委託標準契約書」及び「産業廃棄物処理業務委託標準仕様書」を参考に、施設の実情にあわせて廃棄物の種類や数量を適正に盛り込むこと。※添付の標準契約書及び標準仕様書は同一事業者用であるため、収集・運搬と処分をそれぞれ別業者と契約をして実施する場合は、標準契約書及び標準仕様書の提供を市に申し出ることとし、提供された書式を参考に適切な契約を締結すること。

2 法の遵守

業務を行うにあたって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令を遵守するものとする。

3 委託する産業廃棄物の種類

- (1) 産業廃棄物の種類は、別紙のとおり「廃プラスチック類」、「金属くず」、「ガラスくず及び陶磁器くず」、「混合物」、「資源（ペットボトル、飲料用びん、飲料用かん）」とする。混合物とは、密接不可分な状態にある前述の種類の混合した廃棄物、また一般廃棄物との混合した廃棄物をいう。
- (2) 廃棄物の形状は、固形状、荷姿はビニール袋及びバラとし、取扱いの際は突起物によるケガに注意するものとする。
- (3) 甲は、廃棄物の性状に関する情報に変更が生じた場合、その旨を処理業者に対し、処理業者が廃棄物の運搬を行う日まで書面で伝達をすること。
- (4) 乙は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定により、電子情報処理組織を使用して情報処理センターに産業廃棄物の処理結果を報告すること（電子マニフェスト）。

4 業務実施上の注意

本業務を行う者は、産業廃棄物収集運搬業の許可を持つ者とする。

※本指示明細書に定め無き事項は、その都度甲乙協議の上業務を遂行するものとする。

※廃棄物・資源の分類一覧表

区分		種類	備考
紙資源	OA紙	コピー用普通紙、罫紙、コンピュータ出力紙（連続帳票）、以上のものを利用した使用済みメモ用紙 ●紙の大きさは「名刺」以上が目安	・ホッチキス付でもよい。 ・クリップ、付箋、ラベルをはがす。 ・無塗工紙に限る。 ※付箋、ラベル、塗工紙、シール、のり付き用紙（部分）は【雑紙】
	OA紙（小） （名刺サイズ以下の【OA紙】）	シュレッダーにかけた【OA紙】 連続用紙・帳票のキリトリみみ	
	新聞	新聞	※折込広告は【雑紙】
	雑誌	雑誌、書籍、報告書、ノート、カタログ、パンフレット、絵本など	
	ダンボール	ダンボール、コピー用紙の包装紙	・ガムテープ等は、はがすこと。
	雑紙	ポスター、広告、色上質紙、青焼コピー、厚紙、菓子箱（潰すこと）、封筒、ティッシュの箱、カレンダー、シール・のり付き紙、包装紙、紙袋、カラーコピー、カラープリンター、ファイル表紙、ロール紙の芯、名刺、汚れた【OA紙】（油類の付着は厳禁） ●紙の大きさは「名刺」以上が目安	・ガムテープ等は、はがすこと。 ・のりが付いていても可。 ・フィルム類、ひも類、金属、樹脂類、粘着テープ類等の紙以外のものを除去し、混入を防ぐこと。 ※シール台紙のように、ツルツルした紙は再生できないため【生ゴミ等】
	雑紙（小） （名刺サイズ以下の【雑紙】）	シュレッダーにかけた【雑紙】 付箋、インデックスなど	
	牛乳パック	牛乳パック	・パックを切り開きすぎ乾かすこと
	生ゴミ等	生ゴミ、茶殻など 資源化できない紙など （ラミネート加工紙・包装紙、紙コップなどのワックス加工品、油紙、写真、感熱紙、裏カーボン紙、ノーカーボン紙、粘着テープ類など）	・生ゴミは水をよく切ること。
産業廃棄物	廃プラスチック	ポリ袋、ラップ、ゴム、長靴、ストロー、プラスチック製容器、OHPシート、化学繊維布など、軟らかいプラスチック、硬いプラスチック、発泡スチロール	・家庭で「燃やすゴミ」として出す生ゴミ・紙・木以外のほとんどの物が該当する。 ・金属、ガラス等は取り外す。
	ガラス・陶磁器くず	陶磁器類、割れたびん、農薬びん、板ガラス、電球など	・割れたガラスは危険のないように。
	金属くず	なべ・やかん類、針金類、缶詰、お菓子の缶	・スプレー缶、カセットボンベは必ず穴を空けること。
	混合物	プラスチック、ガラス、金属等の混合	・ホッチキス、マジック、はさみ、電卓、ラジカセ等
	資源化	ガラスびん	サラダ油びん、ジャムびん、飲料びん等

Q トレーニング機器保守点検業務

1 業務の範囲

(1) 豊田市を甲とし、指定管理者を乙とする。

(2) 本委託の目的は、トレーニングルームにおけるトレーニング機器の機能障害を早期に発見し事故を予防するため、対象となる機器を健全な状態で、継続的に維持することである。

2 保守対象設備

乙が調達した全てのトレーニング機器

3 保守点検内容

以下に示すものは一般的な機器の点検内容である。設置されている機種に該当しない保守点検項目がある場合はそれを除き、以下に示した項目以外にその機種を健全に維持するために必要な保守点検項目がある場合は、漏れのないよう実施すること。

(1) ペダル等の回転部

回転がスムーズに動くか、異状音がしないかを確認する。磨耗、変形、亀裂等がないかを確認する。

(2) 負荷がかかる部位

負荷が一定にかかっているかを確認する。

(3) ハンドル等の固定部

確実に固定しているかを確認する。グリップの破れ、はがれ、変形がないかを確認する。

(4) 数値等情報表示部

正しく表示しているかを確認する。

(5) 操作スイッチ

正しく反応するか、陥没、破損等がないかを確認する。

(6) 電気部品

異状な発熱、煙、異状音や臭い等がないかを確認する。

(7) 電源コード

破損、変形、亀裂がないかを確認する。

(8) フレーム等

破損、変形、さび等がないかを確認する。

(9) ボルト・ナット類

緩みがないか、破損がないかを確認する。

(10) シリンダー等

油漏れ、あそび等がないかを確認する。

(11) 座席・ローラー部

異状音がないかを確認する。破れ、変形等がないかを確認する。

(12) 接合部

破損、変形等がないかを確認する。

4 点検整備上の注意

- (1) 乙は、業務に関する責任者を定め業務に従事する技術者の指揮・監督をすること。
- (2) 乙は、甲と協議の上事前に作業計画を作成し、それに基づいて作業を遂行すること。但し、施設の業務に支障を及ぼさないよう配慮すること。
- (3) 乙は、作業従事者に対し安全対策を徹底させること。
- (4) 乙は、不時の故障等により甲から連絡を受けた時（休日・祭日・夜間等）は、直ちに担当技術者を派遣し復旧に努めること。但し、それに係る費用は乙の負担とする。
- (5) 点検整備に要する軽微な消耗品及び各種測定機器等は乙にて準備負担のこと。
- (6) 乙は、点検整備にあたっては、事前に甲へ連絡の上実施すること。
- (7) 乙は、点検整備において、機器の不良箇所が発見された場合には、速やかに甲に報告し、両者協議の上処理すること。但し、軽微な修理及び部品交換は、乙の負担にて処理すること。

以上、本指示明細書に定め無き事項については、その都度甲・乙協議の上業務を遂行することとする。

◆ トレーニング機器について

1 機器の調達

指定管理者が、指定管理期間（令和2年4月1日から令和7年3月31日）において、トレーニング機器を自ら選定し、調達することとする。

2 機器の選定

上記1に記載されている指定管理者の調達期間中に配備する機器は、以下の点に考慮し指定管理者自ら選定するものとする。また、リース契約の際には事前にその内容について市の承認を得ることとする。

- (1) 限られたスペースを最大限に活用できる機器選定及び配置を図ること。
- (2) 多くの方が利用できるよう工夫を図るとともに、トレーニング機器を使用した効果的なプログラムを提案し、利用の促進を図ること。
- (3) 機器を選定し配備する際には、利用者の安全性を十分考慮すること。

3 日常点検業務

指定管理者の調達により設置されているトレーニング機器について、外観点検及び動作点検を行い、部品の緩みや破損、変形等の有無について確認をすること。

4 定期点検業務

指定管理者の調達により設置されているトレーニング機器について、日常の点検業務とは別に、定期的に点検を実施すること。またその業務を第三者に委託する場合は、機器のリース契約には含まず、別途保守点検業務を委託契約すること。

5 その他

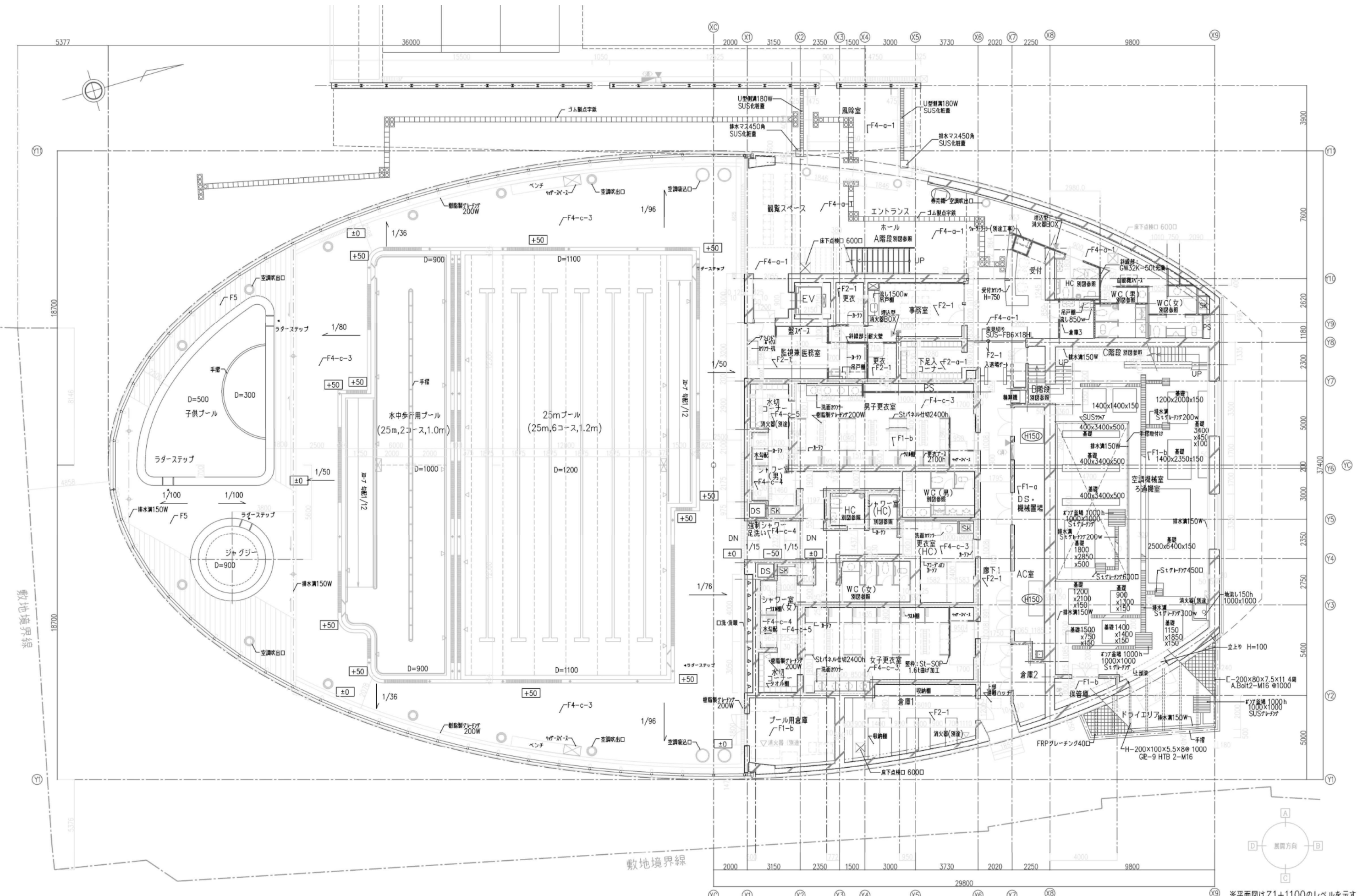
- (1) リース契約及び定期保守点検業務委託に必要な費用は、指定管理料の中から支払うこととする。
- (2) トレーニングルームは指定管理者が独占利用できるスペースではないため、自主事業等でトレーニングルームを使用する場合は、一般利用者の利用に十分配慮すること。
- (3) トレーニング機器を使用したプログラムを実施する場合は、他の自主事業と同様に、事前に所要の承認手続きをとること。

井上公園水泳場 管理区域図



井上公園(井上公園水泳場 配置図)



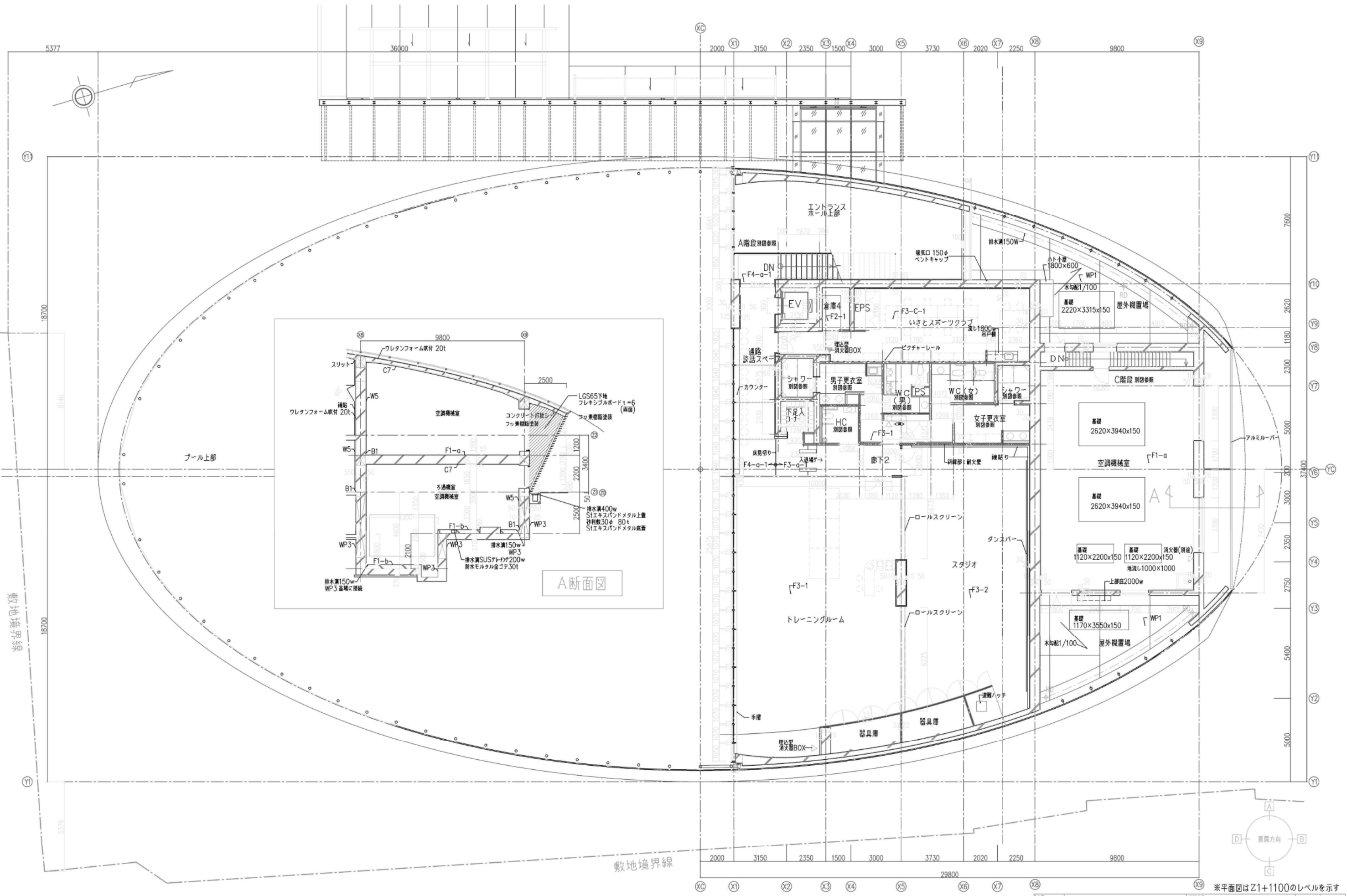


敷地境界線

敷地境界線

※平面図はZ1+1100のレベルを示す

NO	023 KI	（仮称）豊田市井上公園温泉水プール建設工事	1階平面詳細図	縮尺	1/100	製図	H17.9
	H17年度	豊田市都市整備部管轄課	竣工図	設計図		設計者	株式会社INA新建築研究所



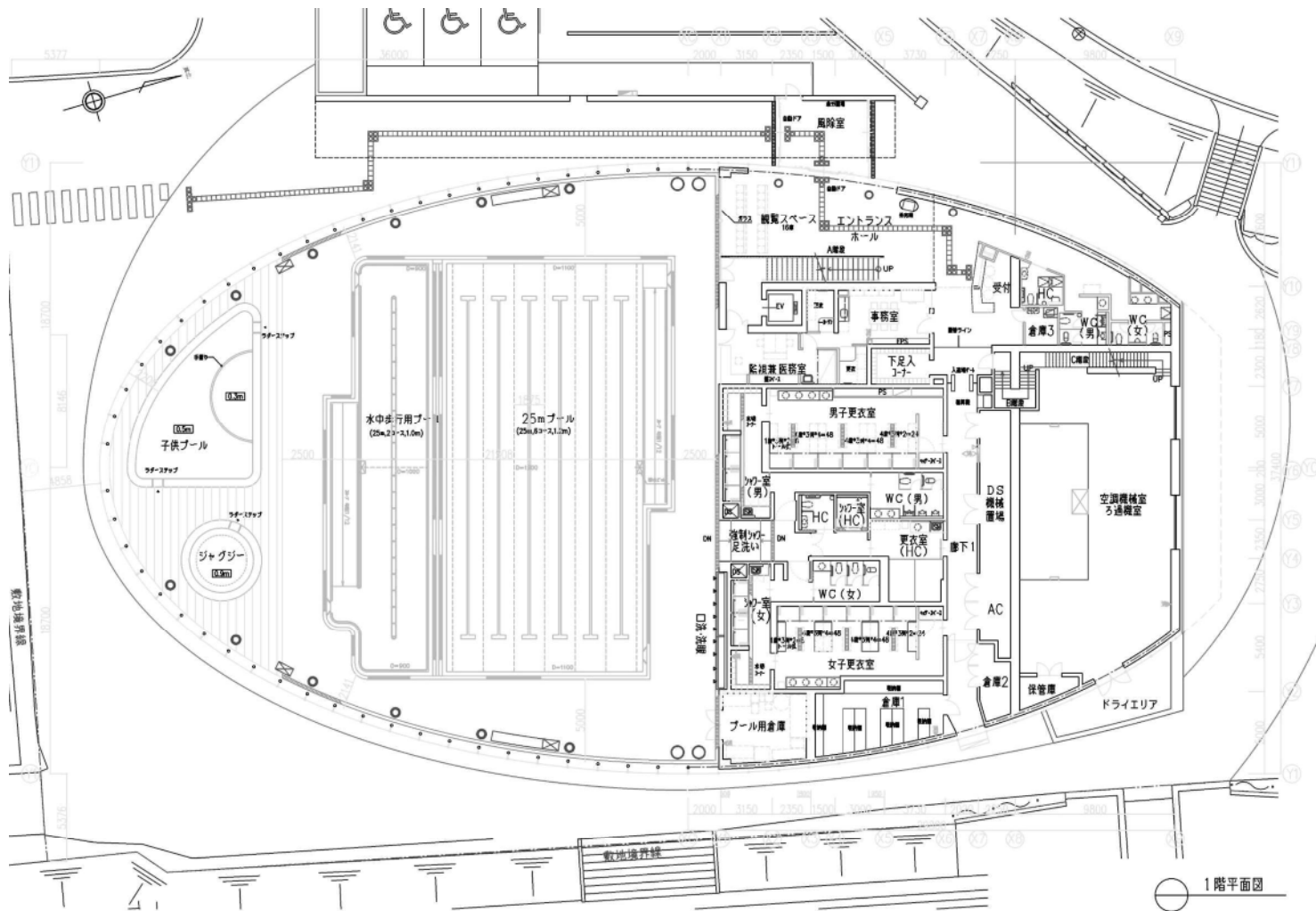
敷地境界線

敷地境界線

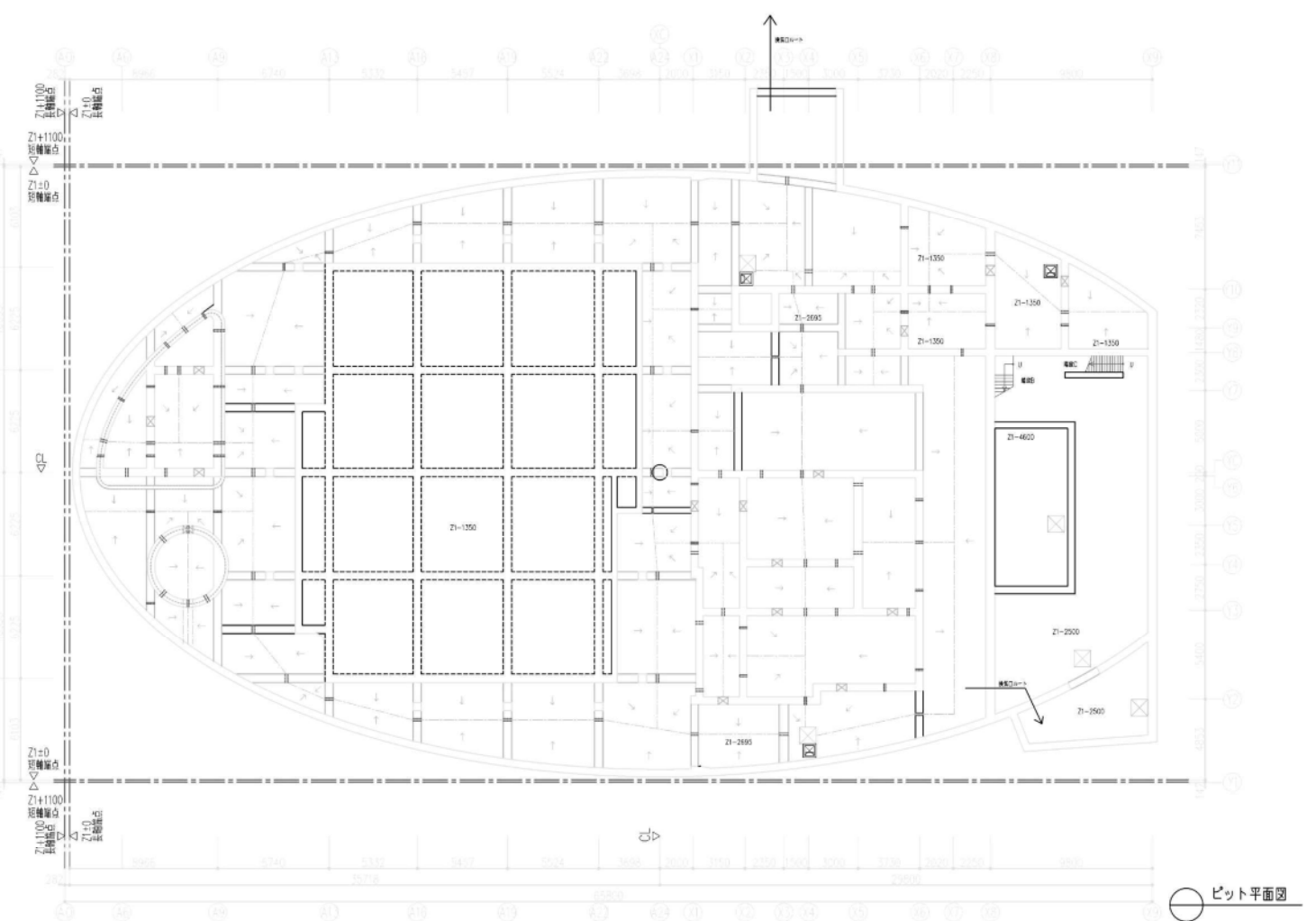


※平面図はZ1+1100のレベルを示す

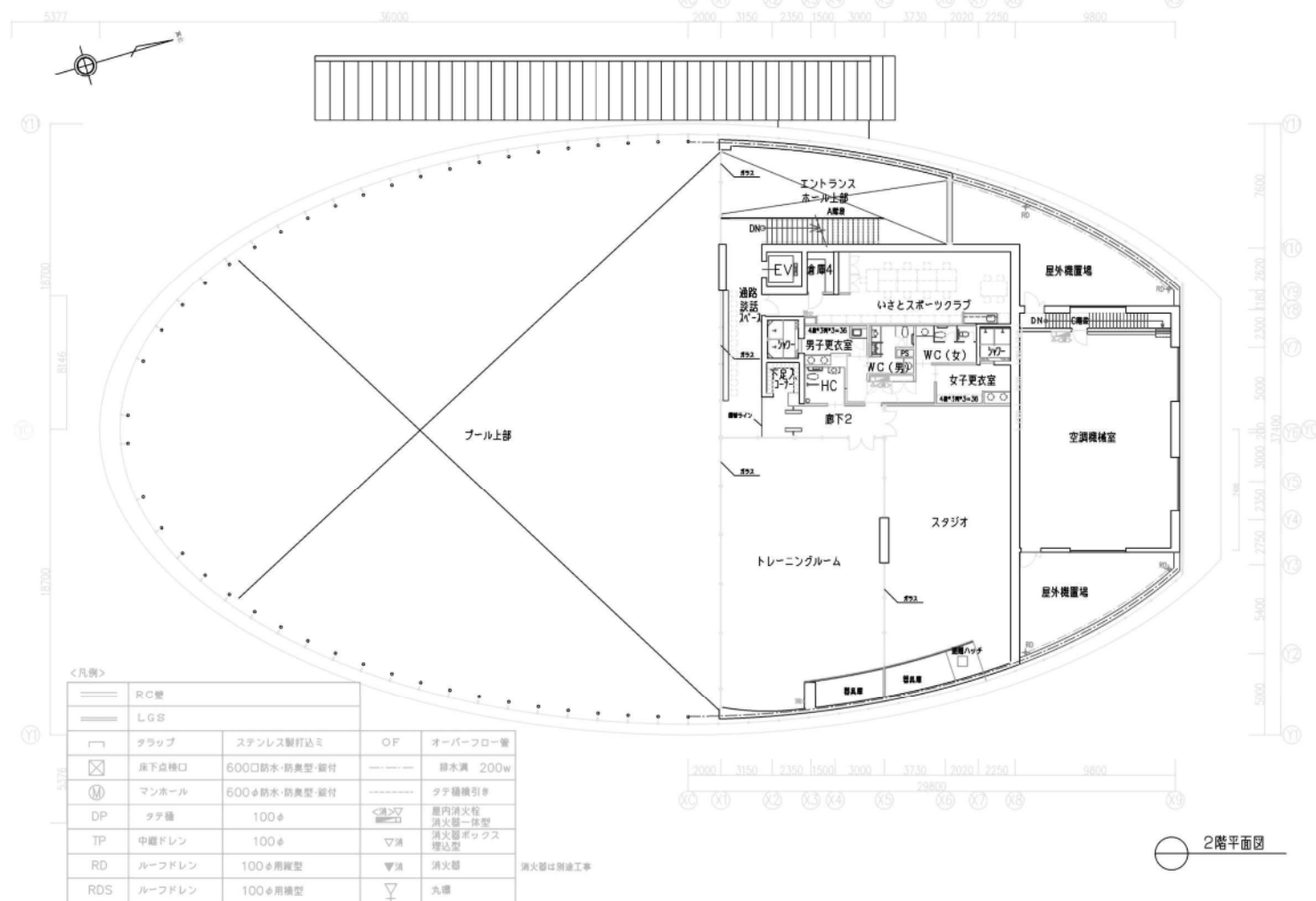
NO	024 KI	(名称) 豊田市市井上公園温水プール建設工事	図名	2階平面図詳細図	縮尺	1/100	製図	H17.9
	H17年度	豊田市都市整備部管轄課	竣工	設計	設計	株式会社INA新建築研究所		



1階平面図



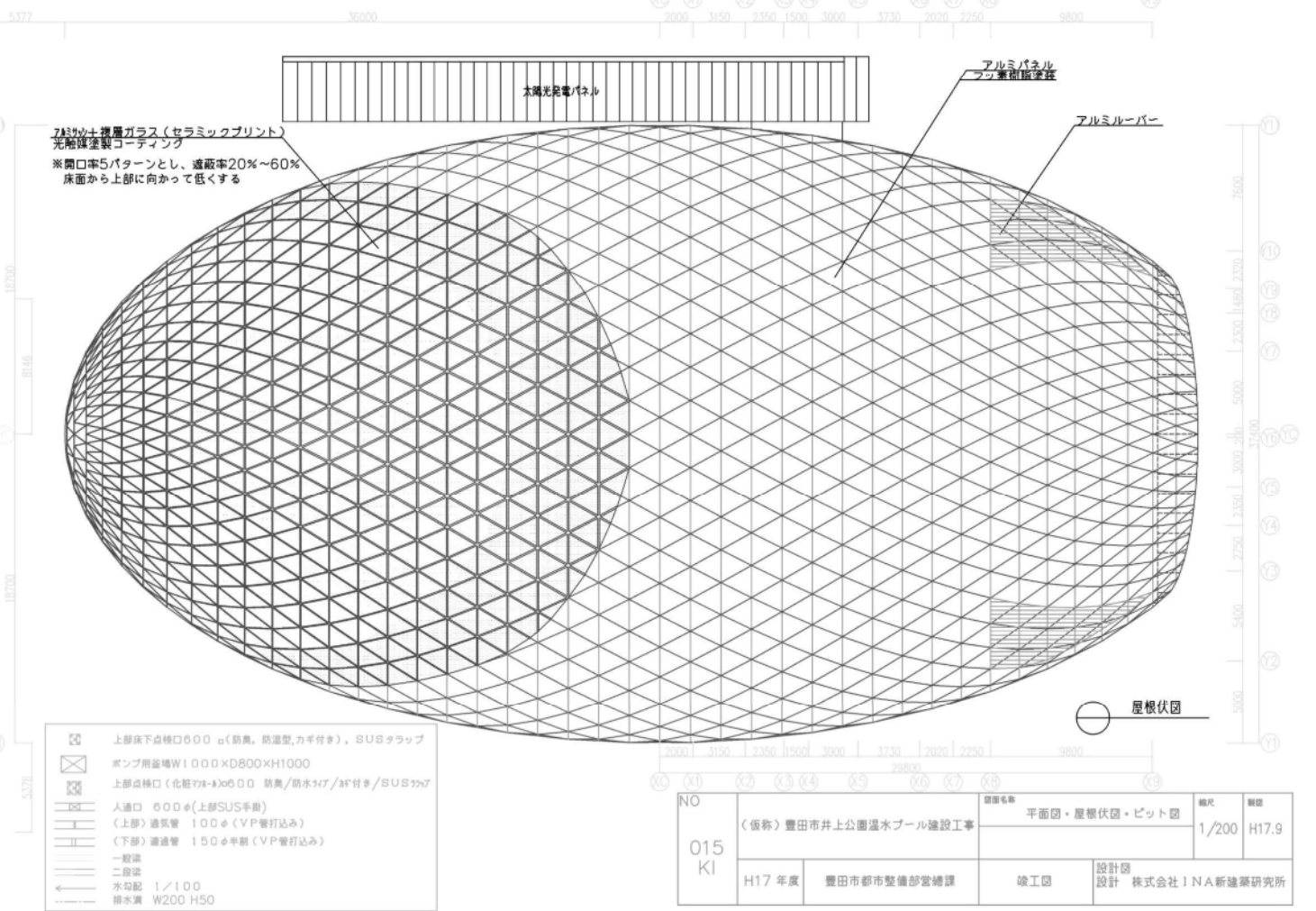
ピット平面図



2階平面図

＜凡例＞			
RC壁	ステンレス製打込	OF	オーバーフロー管
LGS	600口防水・防臭型・緩付	排水溝	200w
タラップ	600口防水・防臭型・緩付	タラップ機引	
床下点検口	600口防水・防臭型・緩付	屋内消火栓	消火器一括型
マンホール	600口防水・防臭型・緩付	消火器一括型	消火器一括型
DP	100φ	消火器一括型	消火器一括型
TP	100φ	消火器一括型	消火器一括型
RD	100φ用線型	消火器一括型	消火器一括型
RDS	100φ用線型	消火器一括型	消火器一括型

消火器は別途工事



屋根伏図

☒	上部床下点検口600φ(防臭、防湿型、カバー付)、SUBタラップ
☒	ポンプ用設備W1000×D800×H1000
☒	上部点検口(化粧70×4)φ600 防臭/防水17/14付付/SUBタラップ
☒	人通り 600φ(上部SUS手摺)
☒	(上部) 通気管 100φ(VP管行込み)
☒	(下部) 通気管 150φ(VP管行込み)
☒	一般梁
☒	二股梁
☒	水勾配 1/100
☒	排水溝 W200 H50

NO	015 KI	〈仮称〉豊田市井上公園温水プール施設工事	平面図・屋根伏図・ピット図	縮尺	1/200	製図	H17.9
H17年度	豊田市都市整備部設備課	竣工図	設計図	設計	株式会社INA新建築研究所		

井上公園水泳場専用利用要項

(目的)

第1条 この要項は、井上公園水泳場におけるプールの専用利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用対象)

第2条 専用利用は、25mコースのみに限定し、受講者が5人以上の教室事業のみを対象とする。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

2 前項における教室事業とは、次の各号のすべてに該当するものをいう。

- (1) 指導者を配置した事業であること
- (2) 参加者を事前に募集し、確定した事業であること
- (3) 事業期間は3か月以内で、教室回数は12回以下であること

(利用時間の範囲)

第3条 利用時間の適用については、入退場ゲート内に滞留する時間とする。

(利用限度)

第4条 専用利用は、夏季休業日(学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)に規定する休業日をいう。)は1コース相当を、夏季休業日以外は2コース相当を限度とする。ただし、6月から9月までの利用については、休日(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。)及び夏季休業日の平日9時から17時までには認めない。また、連続した利用については、1日最長6時間を限度とする。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

(使用料の適用)

第5条 教室の対象者がすべて中学生以下の場合は小人、それ以外の場合は大人の使用料を適用する。ただし、豊田市都市公園使用料及び利用料金条例別表第2備考5に該当する場合は、当該使用料を適用する。

(利用申請方法)

第6条 専用利用しようとする場合は、豊田市都市公園運動施設等利用許可申請書(豊田市都市公園管理規則 様式第14号(その1))及び事業概要を指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、第1項の規定に基づく申請について許可することが適当と認めた場合は、豊田市都市公園運動施設等利用許可書(豊田市都市公園管理規則 様式第20号(その2)。以下、「許可書」という。)を申請者に交付するものとする。

3 利用人数に変更がある場合は、すみやかに指定管理者へ連絡をしなければならない。ただし、変更の結果、受講者の人数が5人未満になる場合は、許可を取り消すこととする。

(利用申請期間)

第7条 前条第1項について優先的に申請を受け付ける期間を設ける。その単位については、前期(4月から9月まで)及び後期(10月から翌年の3月まで)と

する。当該申請を受け付ける期間は、前期を2月1日から2月15日まで、後期を8月1日から8月15日までとする。各申請期間の最終日が井上公園水泳場の休業日等にあたる場合は、次に到来する最初の営業日までとする。

2 前項の申請については、次の優先順位を基本として、指定管理者において調整を行う。

- (1) 市が行うもの
- (2) 地域スポーツクラブが行うもの
- (3) 市水泳協会及び自治区が行うもの
- (4) その他の団体が行うもの

3 第1項の申請期間を過ぎた場合における利用申請については、前期は3月1日から、後期は9月1日から先着順に受け付ける。

4 指定管理者は、許可書を交付した利用について、告知することとする。

(利用方法)

第8条 許可書の交付を受けた者は、井上公園水泳場へ許可書を提出しなければならない。

2 利用の際は、井上公園水泳場専用利用のきまり（別紙1）を遵守しなければならない。

3 前項のきまりに従わなかった場合、指定管理者は以後の利用を許可しないことができる。

(委任)

第9条 この要項に定めるもののほか、必要事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要項は、平成19年11月1日から施行する。
- 2 この要項は、平成20年8月1日から施行する。
- 3 この要項は、平成22年4月1日から施行する。
- 4 この要項は、平成23年4月1日から施行する。
- 5 この要項は、平成29年4月1日から施行する。
- 6 この要項は、令和元年5月1日から施行する。

別紙 1

井上公園水泳場専用利用のきまり

- 1 入場前に受付にて専用利用入退場カードを渡します。利用責任者が利用人数分の専用利用入退場カードをまとめて受取るか若しくは、参加者が各自受取りに来てください。各自受取る場合には、事前に当日の参加者の分かるものの提出をお願いします。利用終了後は、利用責任者が利用人数分の専用利用入退場カードをまとめて返却するか若しくは、参加者が各自受付まで返却してください。
- 2 専用利用入退場のカードは退場時にゲートにて返却されますので、抜き忘れないように注意してください。
- 3 専用利用の時間には、着替えや片付け等の時間も含まれます。プールをご利用する際は、着替えや片付けの時間も考慮した利用方法に心掛けてください。
- 4 専用利用の終了後もプールを利用したい場合においては、いったん退場し、専用利用入退場カードを受付へ返却し、あらためて当日利用のカードを購入のうえプールを利用してください。
また、専用利用の時間前にすでにプールへ入場されている方も、いったん退場し、専用利用入退場カードを利用して入場してください。
- 5 このきまりを遵守しない場合、以後の利用をお断りする場合があります。
- 6 利用責任者は、このきまりの内容を利用者全員にお伝えください。

井上公園水泳場スタジオ利用要項

(目的)

第1条 この要項は、井上公園水泳場のスタジオを専用的に利用すること(以下、「スタジオ専用利用」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用対象)

第2条 専用利用は、5人以上で行う武道、球技を除く軽運動のみを対象とする。ただし、指定管理者による施設運営上必要な利用及び市長が特に認めた場合はこの限りでない。

(利用時間の範囲)

第3条 スタジオ専用利用における利用時間の適用については、入退場ゲート内に滞留する時間とする。

(利用限度)

第4条 利用区分については2時間を1区分とし、同一団体の利用については、1日最長3区分、半年間で30区分を限度とする。ただし、地域スポーツクラブの活動及び市長が特に認めた場合はこの限りではない。

(利用申請方法)

第5条 スタジオ専用利用しようとする場合は、豊田市都市公園運動施設等利用許可申請書(豊田市都市公園管理規則 様式第14号(その1))及び事業概要を指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、第1項の規定に基づく申請について許可することが適当と認めた場合は、豊田市都市公園運動施設等利用許可書(豊田市都市公園管理規則 様式第20号(その1)。以下、「許可書」という。)を申請者に交付するものとする。

3 利用人数に変更がある場合は、すみやかに指定管理者へ連絡をしなければならない。ただし、変更の結果、利用者の人数が5人未満になる場合は、許可を取り消すこととする。

(利用申請期間)

第6条 前条第1項について優先的に申請を受け付ける期間を設ける。その単位については、前期(4月から9月まで)及び後期(10月から翌年の3月まで)とする。当該申請を受け付ける期間は、前期を2月1日から2月15日まで、後期を8月1日から8月15日までとする。各申請期間の最終日が井上公園水泳場の休業日等にあたる場合は、次に到来する最初の営業日までとする。

2 前項の申請については、次の優先順位を基本として、指定管理者において調整を行う。

- (1) 市が行うもの
- (2) 地域スポーツクラブが行うもの
- (3) 自治区が行うもの
- (4) その他の団体が行うもの

3 第1項の申請期間を過ぎた場合における利用申請については、前期は3月1日

から、後期は9月1日から先着順に受け付ける。

4 指定管理者は、許可書を交付した利用について、告知することとする。

(利用方法)

第7条 許可書の交付を受けた者は、井上公園水泳場へ許可書を提出しなければならない。

2 利用の際は、井上公園水泳場スタジオ利用のきまり（別紙1）を遵守しなければならない。

3 きまりに従わなかった場合、指定管理者は以後の利用を許可しないことができる。

(委任)

第8条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要項は、平成19年9月1日から施行する。

2 この要項は、平成20年8月1日から施行する。

3 この要項は、平成22年4月1日から施行する。

4 この要項は、平成23年4月1日から施行する。

5 この要項は、平成29年4月1日から施行する。

6 この要項は、令和元年5月1日から施行する。

別紙 1

井上公園水泳場スタジオ利用のきまり

- 1 入場前に受付にて専用利用入退場カードを渡します。利用責任者が利用人数分の専用利用入退場カードをまとめて受取るか若しくは、参加者が各自受取りにきてください。各自受取る場合には、事前に当日の参加者の分かるものの提出をお願いします。利用終了後は、利用責任者が利用人数分の専用利用入退場カードをまとめて返却するか若しくは、参加者が各自受付まで返却してください。
- 2 専用利用入退場カードは退場ゲートにて返却されますので、抜き忘れのないように注意してください。
- 3 スタジオ利用の時間には、着替えや片付け等の時間も含まれます。スタジオを利用する際は、着替えや片付け等の時間も考慮した利用方法に心掛けてください。
- 4 スタジオへの音響機器等の持ち込みは自由です。コンセントを使用することもできます。持ち込みの際には、受付でその旨を伝えてください。
- 5 スタジオの備品の利用は自由ですが、終了後きちんと元の場所へ戻してください。
- 6 スタジオ利用終了時には、床にモップをかけ、掃除をしてください。
- 7 専用利用の終了後、トレーニングルームを利用したい場合においても、いったん退場し専用利用入退場カードを受付へ返却し、あらためて当日利用のカードを購入のうえトレーニングルームを利用してください。
また、専用利用の時間前にすでにトレーニングルームへ入場されている方も、いったん退場し、専用利用入退場カードを利用して入場してください。
- 8 このきまりを遵守しない場合、以後の利用をお断りする場合があります。
- 9 利用責任者は、このきまりの内容を利用者全員にお伝えください。

レ	分類記号	備品番号	旧備品番号	備品名	メーカー・規格	購入単価(万円)	購入年月日	購入先	取得区分	取得(今年度)	処分(今年度)	管理開始年月日	保管場所	保管所属コード	カテゴリ	備考	中分類CD	中分類
B		07-00532		長椅子	コクヨ CN-484VR01	19	2007/7/11	(有)豊和事務機	新規購入			2007/7/11	井上公園水泳場	AW03	井上公園水泳場			
B		07-00533		長椅子	コクヨ CN-484VR01	19	2007/7/11	(有)豊和事務機	新規購入			2007/7/11	井上公園水泳場	AW03	井上公園水泳場			
B		07-00534		長椅子	コクヨ CN-484VR01	19	2007/7/11	(有)豊和事務機	新規購入			2007/7/11	井上公園水泳場	AW03	井上公園水泳場			
B		07-00535		長椅子	コクヨ CN-484VR01	19	2007/7/11	(有)豊和事務機	新規購入			2007/7/11	井上公園水泳場	AW03	井上公園水泳場			
C		07-00022		耐火金庫	コクヨ HS20-KMN	5	2007/4/27	(株)栗田商会	新規購入			2007/4/27	井上公園水泳場	AW03	井上公園水泳場			
C		07-00279		カード式ロッカー-3列4段	日本自動保管機	10	2007/8/7	(株)杉屋事務器	新規購入			2007/8/7	井上公園水泳場	AW03	井上公園水泳場			
C		07-00280		カード式ロッカー-3列4段	日本自動保管機	10	2007/8/7	(株)杉屋事務器	新規購入			2007/8/7	井上公園水泳場	AW03	井上公園水泳場			
C		07-00281		カード式ロッカー-3列4段	日本自動保管機	10	2007/8/7	(株)杉屋事務器	新規購入			2007/8/7	井上公園水泳場	AW03	井上公園水泳場			
C		07-00282		カード式ロッカー-3列4段	日本自動保管機	10	2007/8/7	(株)杉屋事務器	新規購入			2007/8/7	井上公園水泳場	AW03	井上公園水泳場			
C		07-00283		カード式ロッカー-3列4段	日本自動保管機	10	2007/8/7	(株)杉屋事務器	新規購入			2007/8/7	井上公園水泳場	AW03	井上公園水泳場			
C		07-00284		カード式ロッカー-3列4段	日本自動保管機	10	2007/8/7	(株)杉屋事務器	新規購入			2007/8/7	井上公園水泳場	AW03	井上公園水泳場			
C		07-00285		カード式ロッカー-3列4段	日本自動保管機	10	2007/8/7	(株)杉屋事務器	新規購入			2007/8/7	井上公園水泳場	AW03	井上公園水泳場			
C		07-00286		カード式ロッカー-3列4段	日本自動保管機	10	2007/8/7	(株)杉屋事務器	新規購入			2007/8/7	井上公園水泳場	AW03	井上公園水泳場			
C		07-00287		カード式ロッカー-3列4段	日本自動保管機	10	2007/8/7	(株)杉屋事務器	新規購入			2007/8/7	井上公園水泳場	AW03	井上公園水泳場			
C		07-00288		カード式ロッカー-3列4段	日本自動保管機	10	2007/8/7	(株)杉屋事務器	新規購入			2007/8/7	井上公園水泳場	AW03	井上公園水泳場			
C		07-00289		カード式ロッカー-3列4段	日本自動保管機	10	2007/8/7	(株)杉屋事務器	新規購入			2007/8/7	井上公園水泳場	AW03	井上公園水泳場			
C		07-00290		カード式ロッカー-3列4段	日本自動保管機	10	2007/8/7	(株)杉屋事務器	新規購入			2007/8/7	井上公園水泳場	AW03	井上公園水泳場			
C		07-00291		カード式ロッカー-3列4段	日本自動保管機	10	2007/8/7	(株)杉屋事務器	新規購入			2007/8/7	井上公園水泳場	AW03	井上公園水泳場			
C		07-00292		カード式ロッカー-3列4段	日本自動保管機	10	2007/8/7	(株)杉屋事務器	新規購入			2007/8/7	井上公園水泳場	AW03	井上公園水泳場			
C		07-00293		カード式ロッカー-3列4段	日本自動保管機	10	2007/8/7	(株)杉屋事務器	新規購入			2007/8/7	井上公園水泳場	AW03	井上公園水泳場			
C		07-00294		カード式ロッカー-3列4段	日本自動保管機	10	2007/8/7	(株)杉屋事務器	新規購入			2007/8/7	井上公園水泳場	AW03	井上公園水泳場			
C		07-00295		カード式ロッカー-3列4段	日本自動保管機	10	2007/8/7	(株)杉屋事務器	新規購入			2007/8/7	井上公園水泳場	AW03	井上公園水泳場			
C		07-00296		カード式ロッカー-3列4段	日本自動保管機	10	2007/8/7	(株)杉屋事務器	新規購入			2007/8/7	井上公園水泳場	AW03	井上公園水泳場			
C		07-00297		カード式ロッカー-3列4段	日本自動保管機	10	2007/8/7	(株)杉屋事務器	新規購入			2007/8/7	井上公園水泳場	AW03	井上公園水泳場			
C		07-00298		カード式ロッカー-3列4段	日本自動保管機	10	2007/8/7	(株)杉屋事務器	新規購入			2007/8/7	井上公園水泳場	AW03	井上公園水泳場			
C		07-00299		カード式ロッカー-3列4段	日本自動保管機	10	2007/8/7	(株)杉屋事務器	新規購入			2007/8/7	井上公園水泳場	AW03	井上公園水泳場			
C		07-00300		カード式ロッカー-3列4段	日本自動保管機	10	2007/8/7	(株)杉屋事務器	新規購入			2007/8/7	井上公園水泳場	AW03	井上公園水泳場			
C		07-00301		カード式ロッカー-3列4段	日本自動保管機	10	2007/8/7	(株)杉屋事務器	新規購入			2007/8/7	井上公園水泳場	AW03	井上公園水泳場			
C		07-00302		カード式ロッカー-3列4段	日本自動保管機	10	2007/8/7	(株)杉屋事務器	新規購入			2007/8/7	井上公園水泳場	AW03	井上公園水泳場			
C		07-00303		カード式ロッカー-3列4段	日本自動保管機	10	2007/8/7	(株)杉屋事務器	新規購入			2007/8/7	井上公園水泳場	AW03	井上公園水泳場			
C		07-00304		カード式ロッカー-3列4段	日本自動保管機	10	2007/8/7	(株)杉屋事務器	新規購入			2007/8/7	井上公園水泳場	AW03	井上公園水泳場			
C		07-00305		カード式ロッカー-3列4段	日本自動保管機	10	2007/8/7	(株)杉屋事務器	新規購入			2007/8/7	井上公園水泳場	AW03	井上公園水泳場			
C		07-00306		カード式ロッカー-3列4段	日本自動保管機	10	2007/8/7	(株)杉屋事務器	新規購入			2007/8/7	井上公園水泳場	AW03	井上公園水泳場			
C		07-00307		カード式ロッカー-3列3段	日本自動保管機	9	2007/8/7	(株)杉屋事務器	新規購入			2007/8/7	井上公園水泳場	AW03	井上公園水泳場			
C		07-00308		カード式ロッカー-3列3段	日本自動保管機	9	2007/8/7	(株)杉屋事務器	新規購入			2007/8/7	井上公園水泳場	AW03	井上公園水泳場			
C		07-00309		カード式ロッカー-2列2段	日本自動保管機	6	2007/8/7	(株)杉屋事務器	新規購入			2007/8/7	井上公園水泳場	AW03	井上公園水泳場			
C		07-00310		カード式ロッカー-2列1段	日本自動保管機	8	2007/8/7	(株)杉屋事務器	新規購入			2007/8/7	井上公園水泳場	AW03	井上公園水泳場			
C		07-00554		タオルラック	TSUKASA TB-190	18	2007/7/30	(有)フライトスポーツ	新規購入			2007/8/20	井上公園水泳場	AW03	井上公園水泳場			
C		07-00555		ビート板整理棚	TSUKASA TB-150	6	2007/7/30	(有)フライトスポーツ	新規購入			2007/8/20	井上公園水泳場	AW03	井上公園水泳場			
C		07-02343		ガラス平ケース	日本アルミ N-312	8	2008/3/25	(有)豊和事務機	新規購入			2008/3/25	水泳場	AW03	井上公園水泳場			
D		07-00531		時計	シチズン LDW-08A	19	2007/8/24	光音堂(株)	新規購入			2007/8/24	井上公園水泳場	AW03	井上公園水泳場			
E		07-02346		DVDレコーダー	東芝 RD-W301	7	2008/3/19	(有)山田電機	新規購入			2008/3/19	水泳場	AW03	井上公園水泳場			
E		15-01513		TOSS用パソコン	NEC・PC-VK25LANCM	5	2015/10/13	(株)フューチャーイン	新規購入			2015/10/30	事務所	AW03	井上公園水泳場			
E		15-01514		TOSS用パソコン	NEC・PC-VK25LANCM	5	2015/10/13	(株)フューチャーイン	新規購入			2015/10/30	事務所	AW03	井上公園水泳場			
G		07-00499		液晶テレビ	東芝 42C3000	21	2007/8/20	(有)山田電機	新規購入			2007/8/20	井上公園水泳場	AW03	井上公園水泳場			
G		07-00500		液晶テレビ	東芝 20C2000	7	2007/8/20	(有)山田電機	新規購入			2007/8/20	井上公園水泳場	AW03	井上公園水泳場			
G		07-00502		ワイヤレスアンブ	TOA WA-1712e	6	2007/8/20	(有)山田電機	新規購入			2007/8/20	井上公園水泳場	AW03	井上公園水泳場			
G		07-00546		時計	TSUKASA 4MY611	5	2007/7/30	(有)フライトスポーツ	新規購入			2007/8/20	井上公園水泳場	AW03	井上公園水泳場			
G		07-00551		水中掃除ロボット	TSUKASA TAP-30	61	2007/7/30	(有)フライトスポーツ	新規購入			2007/8/20	井上公園水泳場	AW03	井上公園水泳場			
G		07-00552		電気ポリッシャー	TSUKASA TEP-12	13	2007/7/30	(有)フライトスポーツ	新規購入			2007/8/20	井上公園水泳場	AW03	井上公園水泳場			
G		07-00553		乾湿両用掃除機	TSUKASA TMC-523	17	2007/7/30	(有)フライトスポーツ	新規購入			2007/8/20	井上公園水泳場	AW03	井上公園水泳場			
G		07-00556		水着専用脱水機	TSUKASA TDS-55G	32	2007/7/30	(有)フライトスポーツ	新規購入			2007/8/20	井上公園水泳場	AW03	井上公園水泳場			
G		07-00557		水着専用脱水機	TSUKASA TDS-55G	32	2007/7/30	(有)フライトスポーツ	新規購入			2007/8/20	井上公園水泳場	AW03	井上公園水泳場			
G		07-00558		水着専用脱水機	TSUKASA TDS-55G	32	2007/7/30	(有)フライトスポーツ	新規購入			2007/8/20	井上公園水泳場	AW03	井上公園水泳場			
G		09-00082		高圧洗浄機	セノー FC67ターボGM7020	17	2009/6/5	ホーメックス(株)	新規購入			2009/6/5	井上公園水泳場	AW03	井上公園水泳場			
G		18-00412		放送設備機器	PBS-D600	50	2018/8/27	株式会社スポーツプラザ報徳	寄附			2018/8/27	井上公園水泳場 監視室	AW03	井上公園水泳場			
G		18-00413		洗濯機	東芝AW-7G6(W)	5	2018/8/27	株式会社スポーツプラザ報徳	寄附			2018/8/27	井上公園水泳場 倉庫	AW03	井上公園水泳場			
J		07-00498		AEDボックス	フィリップス AEDBOX-DX	19	2007/8/30	(株)名古屋医理科商会	新規購入			2007/8/30	井上公園水泳場	AW03	井上公園水泳場			
J		07-00547		水中担架	TSUKASA TAC-100	11	2007/7/30	(有)フライトスポーツ	新規購入			2007/8/20	井上公園水泳場	AW03	井上公園水泳場			
J		07-00548		プール用車椅子	TSUKASA TCW-200	17	2007/7/30	(有)フライトスポーツ	新規購入			2007/8/20	井上公園水泳場	AW03	井上公園水泳場			
J		07-00549		プール用車椅子	TSUKASA TCW-200	17	2007/7/30	(有)フライトスポーツ	新規購入			2007/8/20	井上公園水泳場	AW03	井上公園水泳場			
J		07-00959		自動酸素吸入器	TUKASA TRQ-200	15	2007/8/17	(有)澤田教材	新規購入			2007/8/17	井上公園水泳場	AW03	井上公園水泳場			
J		07-00960		全自動血圧計	ヤガミ 35337 BP-203RVⅢ	27	2007/8/10	(有)澤田教材	新規購入			2007/8/10	井上公園水泳場	AW03	井上公園水泳場			
J		07-00961		体内脂肪計	ヤガミ 34219 DC-320	26	2007/8/10	(有)澤田教材	新規購入			2007/8/10	井上公園水泳場	AW03	井上公園水泳場			
J		15-02128		AED	フィリップスエレクトロニクスジャパン・ハートスタートFRx	19	2016/1/18	(株)名古屋医理科商会 三河営業所	新規購入			2016/2/18	井上公園水泳場	AW03	井上公園水泳場			
Q		08-01643		プール用車椅子	セノー・JR9330	14	2009/3/6	(資)白久商店	新規購入			2009/3/6	水泳場	AW03	井上公園水泳場			
Q		08-01644		プール用車椅子	セノー・JR9330	14	2009/3/6	(資)白久商店	新規購入			2009/3/6	水泳場	AW03	井上公園水泳場			
V		07-00536		ストレッチマット	セノー BH945082	5	2007/7/23	セントラルスポーツ	新規購入			2007/8/17	水泳場	AW03	井上公園水泳場			
V		07-00537		ストレッチマット	セノー BH945082	5	2007/7/23	セントラルスポーツ	新規購入			2007/8/17	水泳場	AW03	井上公園水泳場			
V		07-00538		ストレッチマット	セノー BH945082	5	2007/7/23	セントラルスポーツ	新規購入			2007/8/17	水泳場	AW03	井上公園水泳場			
V		07-00539		ストレッチマット	セノー BH945082	5	2007/7/23	セントラルスポーツ	新規購入			2007/8/17	水泳場	AW03	井上公園水泳場			
V		07-00540		ストレッチマット	セノー BH945082	5	2007/7/23	セントラルスポーツ	新規購入			2007/8/17	水泳場	AW03	井上公園水泳場			
V		07-00541		ストレッチマット	セノー BH945082	5	2007/7/23	セントラルスポーツ	新規購入			2007/8/17	水泳場	AW03	井上公園水泳場			
V		07-00542		ボールラック	セノー BH900901	5	2007/7/23	セントラルスポーツ	新規購入			2007/8/17	水泳場	AW03	井上公園水泳場			
V		07-00543		ハンドウエイト用ラック	セノー BE1300	14	2007/7/23	セントラルスポーツ	新規購入			2007/8/17	水泳場	AW03	井上公園水泳場			
V		07-00544		監視台	TSUKASA TK-180N	9	2007/9/21	フライトスポーツ	新規購入			2007/9/21	水泳場	AW03	井上公園水泳場			
V		07-00545		ペースクロック	TSUKASA ST-7LH	10	2007/7/30	(有)フライトスポーツ	新規購入			2007/8/20	水泳場	AW03	井上公園水泳場			
V		07-00550		監視台	TSUKASA TK-180N	8	2007/7/30	(有)フライトスポーツ	新規購入			2007/8/20	水泳場	AW03	井上公園水泳場			
V		07-01089																